

調布市教育プラン

表紙

調整ページ

はじめに

調整中

目次

第1章 調布市教育プランの概要.....	2
1 策定の経緯	2
2 策定の視点	2
(1) 体系の整理統合.....	2
(2) 成果指標の設定.....	2
(3) 関連事業の設定.....	2
3 計画期間	3
4 各計画等との関係.....	3
5 調布市教育委員会の基本方針.....	3
第2章 施策の展開.....	4
1 施策の体系図	4
2 各施策について	6
施策1 豊かな心の育成.....	6
施策2 確かな学力の育成.....	8
施策3 健やかな体の育成.....	10
施策4 個に応じたきめ細かな支援.....	12
施策5 魅力ある学校づくりの推進.....	14
施策6 安全・安心な学校づくりの推進.....	16
施策7 学校施設整備の推進.....	18
施策8 青少年の育成.....	20
施策9 生涯学習社会への対応.....	22
施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承.....	24

第3章 教育プランの推進にあたって.....	26
1 連携・協力体制	26
2 プランの進行管理.....	27
資料編.....	28
1 調布市教育委員会の教育目標・基本方針.....	28
2 調布市の教育を取り巻く動向.....	33
3 関連する市の計画等.....	39
4 調布市教育委員会の権限に属する事務の点検・評価の結果.....	44
5 プランの策定経緯.....	45
6 用語解説	49

第1章 調布市教育プランの概要

1 策定の経緯

平成18年12月の教育基本法の改正, 国・東京都の教育振興基本計画や, 調布市の基本構想・基本計画との整合などを踏まえ, 調布市の教育振興基本計画として平成22年3月に「調布市教育プラン」を策定しました。

その後, 調布市の基本計画等と整合を図る観点から, 教育プランについても同様に, 平成25年3月の時点修正, 平成27年3月の改定, 平成31年2月に策定し, 市の教育施策に取り組んできました。今後も市の教育課題に対して計画的に取り組を進めるため, 令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とする本プランを策定しました。

2 策定の視点

これまでの教育プランの取組を踏まえつつ, 持続可能な社会の創り手の育成, G I G Aスクール構想を踏まえた学びの充実, コミュニティ・スクールの導入推進や史跡・文化財の保存・活用など, 調布市の教育環境を取り巻く喫緊の課題に対応するため, 以下の視点から策定しました。

(1) 体系の整理統合

- 新たな調布市教育委員会教育目標・基本方針（次期教育プラン策定に合わせ決定）を踏まえた施策・事業体系の整理・統合

(2) 成果指標の設定

- 旧教育プランから引き続き, 各施策の「ねらい」に対応した「成果指標」を設定
- 「児童・生徒の意識」にも着目
- 施策ごとに, 成果を把握するための成果指標を設定し, その現状値・目標値を明示
成果指標は, 施策の一つの指標であるため, 毎年度実施する「調布市教育委員会の権限に属する事務の点検・評価^(P.55)」においては, 成果指標の結果のみならず, 施策に連なる主要事業, 主な取組の実績等を総合的に評価したうえで実施

(3) 関連事業の設定

- 旧教育プランから引き続き, 複数の施策・事業に関連する取組を「関連事業」として位置付け, 連動した取り組みの推進を目指す

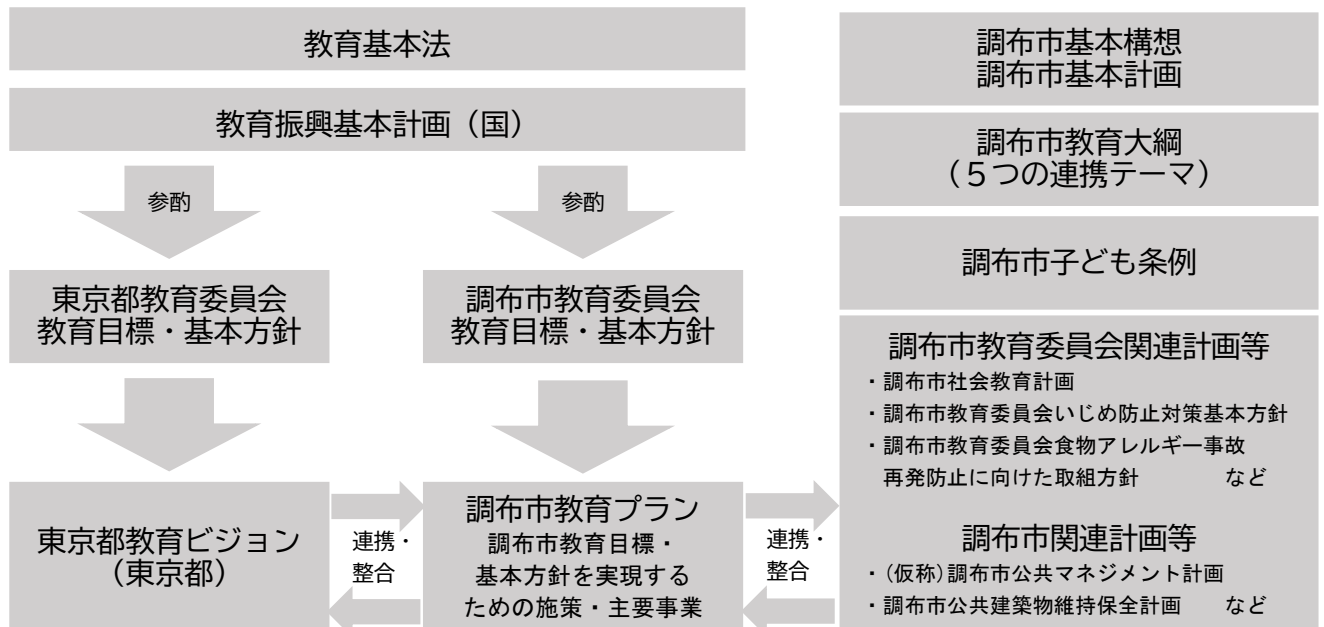
3 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間を計画期間とします。

年度 計画		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
教育プラン		→				→			
教育大綱		→				→			
基本構想		新たな調布市基本構想（8年間）							
基本計画		前期基本計画（4年間）				後期基本計画（4年間）			

4 各計画等との関係

本プランは教育基本法第17条第2項の規定に基づき、調布市教育委員会が定める教育振興基本計画です。国や東京都の関連計画の内容を参酌するとともに、調布市の各種計画等と整合を図りながら教育施策を推進していきます。



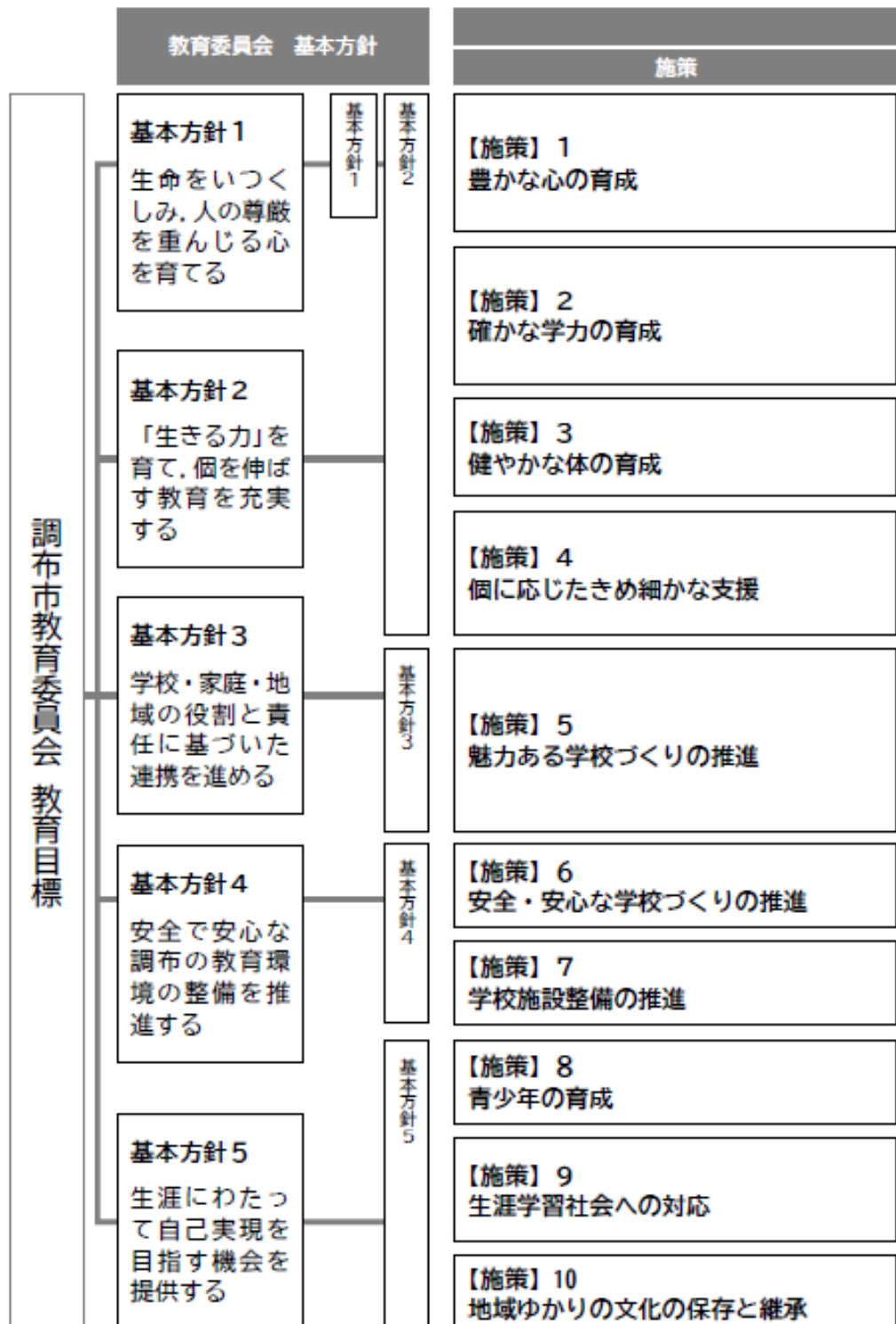
5 調布市教育委員会の基本方針

調布市教育委員会は、教育目標（P.28）の実現に向け、以下の5つの基本方針及び調布市教育プランに基づき、総合的な教育施策を推進します。

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 基本方針1 | 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる (P.29) |
| 基本方針2 | 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する (P.30) |
| 基本方針3 | 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める (P.31) |
| 基本方針4 | 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する (P.31) |
| 基本方針5 | 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する (P.32) |

第2章 施策の展開

1 施策の体系図



教育プラン			
主要事業（案）		分野	
1 命を大切にする教育の推進	【指導室】	学校教育	
2 人権教育の推進	【指導室】		
3 いじめの防止と対応 【関連事業】 18 教職員の指導力・人権意識の向上	【指導室】 【指導室】		
4 道徳教育の推進	【指導室】		
5 体験活動の推進	【指導室】		
6 基礎的知識・技能・学習満足度の向上、学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進 【関連事業】 16 コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進	【指導室】 【指導室】		
7 ICT環境の整備・活用と情報教育の推進	【指導室】		
8 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組 【関連事業】 10 体力向上への支援	【指導室】 【指導室】		
9 学校図書館の活用推進	【指導室】		
10 体力向上への支援 【関連事業】 8 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組 【関連事業】 16 コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進	【指導室】 【指導室】 【指導室】		
11 食育の推進	【学務課、指導室】		
12 特別支援教育の推進	【指導室】		
13 不登校児童・生徒への支援	【指導室】		
14 個に応じたきめ細かな教育相談の充実	【教育相談所】		
15 様々な家庭環境にある児童・生徒への支援 【関連事業】 18 教職員の指導力・人権意識の向上	【学務課、指導室】 【指導室】		
16 コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進 【関連事業】 6 基礎的知識・技能・学習満足度の向上、学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進 【関連事業】 10 体力向上への支援	【指導室】 【指導室】 【指導室】		
17 特色ある教育活動の推進	【学務課、指導室】		
18 教職員の指導力・人権意識の向上 【関連事業】 3 いじめの防止と対応 【関連事業】 15 様々な家庭環境にある児童・生徒への支援	【指導室】 【指導室】 【学務課、指導室】		
19 学校における働き方改革の推進	【指導室、学務課、教育総務課】		
20 食物アレルギー対策の推進	【学務課、指導室】		
21 安全教育の推進	【教育総務課、指導室】		
22 児童・生徒の安全確保の推進	【学務課、社会教育課、教育総務課、指導室】		
23 学校施設の更新	【教育総務課、施設担当】		
24 不足教室への対応	【教育総務課、施設担当】		
25 安全・安心で快適な教育環境の整備	【教育総務課、施設担当】		
26 家庭教育への支援	【社会教育課】		生涯学習・社会教育
27 地域で活躍できる人材の養成	【社会教育課】		
28 青少年交流・体験事業の推進	【社会教育課】		
29 市民、社会教育関係団体等の活動への支援	【社会教育課、公民館】		
30 障害のある方の社会体験活動への支援	【社会教育課】		
31 暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる公民館活動の推進	【公民館】		
32 市民の読書・調査活動への支援	【図書館】		
33 文化財の保存及び活用	【郷土博物館】		
34 地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開	【郷土博物館、図書館】		

2 各施策について

施策1 豊かな心の育成

対応する 教育委員会基本方針 →1、2

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	《令和3年度実績》 小学校 96.2% 中学校 94.7%	小学校 100.0% 中学校 100.0%

(2) 施策のねらい

一人一人の個性を大切にすることを進めることで、命の大切さを自覚するとともに、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる豊かな心を育成します。

(3) 背景

- これからの学校には、一人一人の児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切りひらき、持続可能な社会の創り手となることのできるようにすることが求められています。
- 令和元年度には全国のいじめの認知件数が、過去最多となり、調布市においても、令和元年度の認知件数が過去最多となりました。令和元年度以降、認知件数は減少しているものの、いじめは、どの子ども、どの学校にも起こりうるものであることを認識したうえで「調布市教育委員会いじめ防止に関する規則」や「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針^(P.54)」に基づく、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階のポイントを念頭に、各学校をはじめ関係機関と連携しながら、いじめの未然防止及び早期解決などの対策に取り組んでいく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響やICTの急速な進化により、インターネットやテレビを介して感覚的に学ぶ「間接体験」やシミュレーションや模型等を通じて模擬的に学ぶ「擬似体験」の機会が急増しました。一方で、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成には、ヒト・モノや実社会に実際に触れ、かわり合う「直接体験」の機会の確保が重要とされています。

写真

写真

(4) 主要事業

1 命を大切に**する**教育の推進

【指導室】

自他の生命(いのち)を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる、心豊かな教育活動を推進します。

2 人権教育の推進

【指導室】

人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことができる児童・生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害、国籍、性別等、多様性を認め合う、共生社会の実現に向けた心のバリアフリー教育(P.51)を推進します。

3 いじめの防止と対応

【指導室】

《関連事業》18 教職員の指導力・人権意識の向上

【指導室】

いじめ、虐待については、スクールカウンセラー(P.53)の活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行うとともに、文部科学省や東京都教育委員会による調査結果等を通じた実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。

4 道徳教育の推進

【指導室】

物事を多面的・多角的に考える学習を通じ、自分で考えを深め、判断し、表現する力を育てるため、道徳教育を推進します。また、児童・生徒が自信をもって成長し、より良い社会の担い手となるよう、自己肯定感を育む取組を行うとともに、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した取組を進めます。

5 体験活動の推進

【指導室】

宿泊を伴う移動教室の体験学習や、中学生職場体験など、体験活動を、感染症対策を講じながら可能な限り実施することで集団行動や社会との接点となる体験を通じて、持続可能な社会の担い手としての意識を醸成するとともに、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、**課題に取り組む意欲の育成を図ります。**

(5) 主な取組

- 「命」の授業(P.49)及び「いのちと心の教育」月間(P.49)の取組等、児童・生徒が主体的に考える取組の推進
- 児童・生徒に対する普通救命講習(P.56)、教員に対する上級救命講習(P.52)の実施
- 人権教育全体計画・年間指導計画に基づく取組の推進
- 調布市立学校「人権週間」を通じたいじめの未然防止の取組
- 東京都道徳教育教材集の活用等による主体的に考え、議論する授業の実践や、道徳授業地区公開講座の実施による保護者・地域への啓発等を通じた道徳教育の充実
- 自尊感情測定尺度(東京都版)(P.51)における評価シートを活用した教育活動の実施
- 学校行事等における**他者とのかかわり合いを**通じて**、お互いのよさや違いを認め合う取組や成功体験・達成感を伴う取組の充実による自尊感情の向上
- 宿泊を伴う体験学習、中学生職場体験等による人間性・生きる力の基盤の育成
- 自然体験活動その他活動を通じて、生きる力の育成を図るとともに、持続可能な社会の担い手としての意識の醸成

施策2 確かな学力の育成

対応する 教育委員会基本方針 → 2

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査(国語・算数(数学))における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数	《令和3年度実績》 小学校 4.0pt 中学校 5.0pt	小学校 7.0pt 中学校 7.0pt
「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査の「課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」、「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか」を合わせた平均値	《令和3年度実績》 小学校 83.5% 中学校 78.6%	小学校 90.0% 中学校 90.0%

(2) 施策のねらい

学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善等に取り組み、確かな学力を育成します。

(3) 背景

- 平成29年3月に新たな学習指導要領が示され、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施されました。小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントとして、「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力を社会と協働・連携しながら育成する「社会に開かれた教育課程」を重視することとされ、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を推進することが求められています。
- 令和3年1月に中央教育審議会における答申において、Society5.0時代^(P.53)、先行きが不透明で予測困難な時代に対応するため、令和の日本型学校教育の構築に向けた今後の方向性が示されました。指導の個別化と学習の個性化に基づく「個別最適な学び」と、探究的な学習や体験活動等を通じ、多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を一体的に充実していくことが求められています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴いGIGAスクール構想が前倒しで進められ、児童・生徒1人1台端末が早期実現し、調布市においても、教育活動の様々な場面での利活用を推進するほか、夏季休業期間延長時におけるオンライン授業、対面・オンラインを併用したハイブリッド型授業による学びの保障・充実を図りました。学習指導要領で児童・生徒の「学びの基盤となる資質・能力」のひとつとして位置づけられた「情報活用能力」を育成するとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、更なるICT機器の整備・利活用、ICT活用に向けた教員の資質・能力の向上が求められています。

(4) 主要事業

6 基礎的知識・技能・学習満足度の向上、学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進 【指導室】

《関連事業》16 コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進 【指導室】

学習の基盤となる資質・能力の確実な育成や個に応じた指導の充実等による個別最適な学びと、探究的な学習の充実等による協働的な学びを一体的に推進することを通じて、児童・生徒の基本的知識・技能の習得や学習満足度の向上、できるまで挑戦し続ける意欲の育成と定着を図ります。

また、義務教育9年間を通じた小中連携教育を推進することで、中学校への円滑な接続による中一ギャップの解消や義務教育で身に付ける資質・能力の着実な定着に繋がります。

7 ICT環境の整備・活用と情報教育の推進

【指導室】

ICT環境の整備・充実によりICTを日常的に活用できる環境を整え、児童・生徒 1 人 1 台端末を活用した「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現を図るとともに、学びの保障・充実を推進します。また、実践的な研修や活用方法の検証を通じて学校のニーズに応じたきめ**細かな**支援を行うことで、ICT の活用に関する教員の意識及び指導力の向上、授業改善を図るとともに、児童・生徒の情報活用能力を育成します。

スマートフォンや学習端末を用いたインターネット、オンラインゲームなどによるいじめや人権問題に対する意識啓発、SNSの活用方法を考える機会を拡充し、情報に関するモラルやリテラシーの向上を図ることで、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。

8 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の

継承・レガシーの取組

【指導室】

《関連事業》10 体力向上への支援

【指導室】

オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」「国際理解」「ボランティアマインド」等の5つの資質**(P.50)**を、「学校2020レガシー」として教育活動を通して次世代へ継承し、運動やスポーツへの関心を高め、夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上、共生社会の実現に向けた意識の醸成等を図ります。

また、**外国語指導助手**(ALT)を活用した授業の実施等、英語及び外国語活動の充実により、国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。

9 学校図書館の活用推進

【指導室】

各学校に配置している学校司書と連携し、図書の購入、点検、整理等を行うとともに、本の貸出、レファレンスサービス**(P.57)**、本の読み聞かせなどを行うことで、児童・生徒が活字に親しみ、主体的・意欲的な読書活動につながるよう充実を図ります。

(5) 主な取組

- 小学校高学年への教科担任制導入への対応や、少人数指導講師を活用した少人数・習熟度別指導による個に応じた指導の充実を通じた確かな学力の育成
- 小・中連携による中一ギャップへの対応や、幼・保・小連携による小1プロブレムへの対応
- 地域学校協働本部**(P.54)**による学習活動支援の充実
- 外国にルーツを持つ子どもなどを対象とした日本語指導教室の実施、日本語指導臨時講師の学校への派遣等による日本語指導の充実
- インターネット環境の高速・最適化、デジタル教科書、CBT**(P.51)**等、児童・生徒 1 人 1 台端末の効果的な活用に向けたICT環境の計画的な整備・活用
- ICT支援員による研修、各学校の好事例の共有等による教員のICT機器活用能力の向上
- インターネット等を用いた情報社会における正しい判断や望ましい態度の育成
- 外国語指導助手**(ALT)の活用等による「使える英語」を習得させる実践的教育の推進
- 国際交流事業を通じた豊かな国際感覚の醸成
- 異文化の理解、障害者に対する理解の促進等による多様な社会で主体的に行動できるグローバルな人材の育成
- 学校2020レガシーとして学習指導要領の主旨である共生社会の実現に向け「障害者理解」「国際理解」「ボランティアマインド」を重点に5つの資質を持続可能な形で育成
- 学校図書館を活用した読書、学習活動の推進、学校図書館支援センター機能の活用

施策3 健やかな体の育成

対応する 教育委員会基本方針 →2

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
東京都「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」における東京都(各学年・男女別)の体力合計点と調布市の体力合計点の比較	《令和3年度実績》 小学校 ▲3.9pt 中学校 2.5pt	東京都の平均値を上回る (小学校・中学校)
体育の授業における、体力・運動能力向上の目標を立てている児童・生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	《令和3年度実績》 小学校 男68.0% 女61.6% 中学校 男57.8% 女61.6%	小学校 男・女 75.0% 中学校 男・女 70.0%

(2) 施策のねらい

健康の保持増進、体力の向上や食育(P.52)の取組に加え、規則正しい生活習慣の定着を図る取組等を通じて、健やかな体を育成します。

(3) 背景

- 「よく食べ、よく動き、よく眠る」(調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠)という健康3原則を踏まえた正しい知識と基本的な生活習慣を身に付け、子どもの心と身体と知性がバランスよく成長・発達するよう見守り、育て、働きかけていくことが必要とされています。
- 子どもの時期に活発な身体活動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高めることはもとより、運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康な状態を作っていくことにつながるため、学校における体育活動を通じて、スポーツの楽しさに気づかせることも、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するために重要な視点となります。また、体力は、人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上で重要であることに加え、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送るためにも大変重要なものです。
令和3年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査における調布市の結果は、各種目の合計である体力合計点が東京都平均を下回っている学年があります。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、日頃の学校教育の中でも、体力の低下や怪我が増加傾向にあるため、体育の授業改善のみならず、体を動かすことに対する興味・関心を高めるとともに、楽しさを実感し、運動習慣の定着化を図る取組を推進する必要があります。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承していくこと等を見据えて、東京都教育委員会は令和4年3月に東京の子どもたちが楽しみながら運動やスポーツに参画し、体力を高めることを目的とした、「TOKYO ACTIVE PLAN for students」を策定しました。調布市は、具体的な取組の一つであるTokyoスポーツライフ推進指定地区(P.55)に令和4年度の指定を受けており、地域や関係機関と連携しながら、児童・生徒の体力向上や教員の指導力向上に向けた取組を推進することが重要となります。

(4) 主要事業

10 体力向上への支援

【指導室】

《関連事業》8 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の継承・レガシーの取組

【指導室】

16 コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進

【指導室】

全小・中学校の児童・生徒を対象とした東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を分析し、課題を明確にしたうえで、体育授業の改善を図るとともに、授業以外でも自主的に運動(体を動かす遊びを含む。)の時間を確保することで、**楽しさの実感や運動習慣の定着化**に繋がる取組を進めます。プロアスリートによる体験教室の実施や教員の指導力向上に向けた研修の充実、Tokyoスポーツライフ推進指定地区としての取組等、体育・健康に関する取組を学校全体で展開し、児童・生徒の体力・運動能力の向上を図るとともに、チームワークや連携・協力する意識の醸成を図ります。

また、地域学校協働本部(P.54)の取組として、水泳指導員や運動部活動における外部指導員等、地域人材等の更なる活用を推進します。

11 食育の推進

【学務課、指導室】

児童・生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう、食に関する指導計画を小・中学校全校で作成するとともに、地場農産物の活用、給食の時間を活用するなど、学習活動や家庭・地域・大学・企業等との連携を図りながら、学校教育活動全体を通じて食育を推進します。

また、学校だけでなく、市が取り組む食育関連事業と連携を図ることで、児童・生徒の食育を推進します。

(5) 主な取組

- 日常の体育授業等における運動機会の確保や体力向上を図るための授業改善の推進
- プロアスリートによる体験教室や教員研修の実施等、体力・運動能力の向上に関する取組推進
- 体力向上検討委員会を活用した、教育活動における体力向上の実現
- 小・中学校全校での食に関する指導計画作成に基づく、食育指導の推進
- 学校給食への地場農産物の活用推進
- タブレット等を活用したデジタル化に対応した食育の推進
- 食育推進事業(親子料理教室、食育講演会等)の実施
- 調布市学校給食運営協議会と連携した食育の推進

写真

写真

33-1

施策4 個に応じたきめ細かな支援

対応する 教育委員会基本方針 →2

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
通常の学級において、特別な支援が必要な児童・生徒のうち、「スクールサポーター(P.53)等の外部支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童・生徒の数に対する個別指導計画(P.51)の作成率	《令和3年度実績》 小学校 90.8% 中学校 62.8%	小学校 100% 中学校 100%

(2) 施策のねらい

全ての児童・生徒が、自己の能力を発揮し、生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校、関係機関が連携を図りながら、個に応じた支援を推進します。

(3) 背景

- 共生社会の形成に向けては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があります。東京都では、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定し、共生社会の実現に向け、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図っており、市においても、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進する必要があります。

- 調布市では、**小学校児童を対象とした適応指導教室(P.54)**「太陽の子」や、全国初となる分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」(P.53)を開設・運営するなど、不登校児童・生徒への支援を行って**き**ましたが、不登校児童・生徒数は近年増加傾向で推移しています。文部科学省からは、全国的な増加傾向を踏まえ「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」が発出され、その中では、魅力ある学校づくりや効果的な支援の充実、多様な教育機会の確保、**中学校生徒を対象とした適応指導教室**の整備充実などが求められています。

③4-1

- 被虐待児や家庭内で年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うヤングケアラーなど、家庭環境に応じた支援が必要な子どもへの対応が課題となっています。学校や子どもたちを取り巻く地域社会等においては、こうしたケースを早期発見し、必要な支援につなげることが求められています。

写真

写真

(4) 主要事業

12 特別支援教育の推進

【指導室】

令和5年度からの4年間を計画期間とする「調布市特別支援教育推進計画」に則り、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進するため、学校の組織的な体制整備や校内体制の強化、教員等の専門性の向上を図るとともに、保護者・地域・関係機関と連携し、全ての児童が安全・安心に学べる環境整備に努めます。

13 不登校児童・生徒への支援

【指導室】

児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え社会的に自立することを目指し、魅力ある学校づくりの取組による不登校の未然防止を推進するとともに、早期支援の重要性を認識したうえで、個の状況に応じた多様で効果的な支援の充実と教育機会の確保に努めます。

14 個に応じたきめ細かな教育相談の充実

【指導室】

子どもに関する様々な心配ごとについて、教育支援コーディネーターや教育相談所が連携し、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かい対応に努めます。

15 様々な家庭環境にある児童・生徒への支援

【指導室、学務課】

《関連事業》18 教職員の指導力・人権意識の向上

【指導室】

経済的に困難な家庭に対し就学援助制度^(P.52)等による支援を継続するとともに、ヤングケアラーなど、様々な家庭環境にある児童・生徒に対し、早期発見や関係機関との連携といった適切な支援につなげられるよう、教員の資質・能力向上に努めるほか、スクールカウンセラー^(P.53)・スクールソーシャルワーカー^(P.53)による支援体制の充実などに努めます。

(5) 主な取組

③4-1

- 「調布市特別支援教育推進計画」に基づく取組の推進
- 自己存在感や充実感等が感じられる「居場所づくり」や、主体的に取り組む協働的な活動を通じた「絆づくり」の充実など、不登校の未然防止のための魅力ある学校づくりの推進
- 適応指導教室「太陽の子」及び分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の円滑な運営や、不登校生徒を対象とした**中学校における適応指導教室**の設置検討
- 不登校児童生徒支援プロジェクト **SWITCH**^(P.56)、メンタルフレンド^(P.56)、テラコヤ・スイッチ^(P.55)、学校に行きづらい子どもの保護者の集いの実施等、大学との連携事業や、訪問支援事業等による不登校児童・生徒に対する支援の充実
- 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」^(P.52)や東京都教育委員会「ふれあい月間」^(P.56)のアンケート調査等を通じた実態把握と傾向分析
- 教育相談の充実と関係機関との連携
- 「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」^(P.54)における市の関係部署、その他関係機関・団体との連携
- スクールカウンセラーによる小学5年及び中学1年の全児童・生徒に対する面接実施
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる様々な家庭環境にある児童・生徒への支援体制の充実
- 就学援助制度の周知、適切な運用に基づく支援の継続

施策5 魅力ある学校づくりの推進 対応する 教育委員会基本方針 →3

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
コミュニティ・スクールの導入校	《令和4年度実績》 未設置	28校 (市立小・中学校全校)

(2) 施策のねらい

児童・生徒の状況に応じた教育活動や、地域の特性を生かした取組を実施するとともに、教員の資質・能力の向上、また、働き方改革に取り組むことにより、魅力ある学校づくりを推進します。

(3) 背景

- 急激な社会変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題が複雑化、多様化しています。そうした状況の中で、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という学習指導要領の理念を目指し、児童・生徒に未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が必要とされています。調布市では、**令和3年度**に地域学校協働本部の全小・中学校への設置を完了させ、地域と学校が連携・協働の観点から地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進してきました。これまでの取組を発展・持続させるため、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)**(P.51)**の導入が必要とされています。
- 教育活動の直接の担い手である教員は、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、児童・生徒一人一人の状況を捉え、他の教員や関係機関と連携しつつ、個に応じた指導を実践する指導力が求められています。また、豊かな人間性や人権意識を備えるとともに、学校・教職の意義や社会的役割・服務等を理解しつつ、保護者・地域住民等と良好な関係を構築する資質・能力が求められているため、研修の充実等を通じた、教員の指導力、資質・能力の向上に向けた取組が重要となっています。
- 近年、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校教育の更なる充実が求められている一方で、教員に求められる役割の拡大に伴う長時間労働が、教員の心身への影響や教育活動の質にも関わる問題となっています。このことを踏まえ、調布市では「調布市立学校における働き方改革プラン(平成31年1月)」を策定し、校務支援システム、出退勤システムの導入・活用、副校長補佐の配置などの人的支援等、様々な取組を進めてきました。引き続き、教員業務の見直し、人員体制の確保等の働き方改革を進めることで、教員の心身の健康保持はもとより、**誇りや**やりがいをもって職務に従事できる環境整備に取り組む必要があります。

(4) 主要事業

16 コミュニティ・スクールの導入と地域学校協働本部との一体的推進 【指導室】

《関連事業》6 基礎的知識・技能・学習満足度の向上, 学ぶ意欲の育成と小中連携教育の推進 【指導室】
10 体力向上への支援 【指導室】

③5-1 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を計画的に導入し, 地域学校協働本部と一体的な取組を推進することにより, 地域住民と学校が目標やビジョンの共有を図りながら学校運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指します。地域人材の活用や**学校・地域・家庭の連携**と役割分担により, **持続可能な仕組みを構築し**, 学校教育活動の充実, 活性化を図ります。

17 特色ある教育活動の推進 【指導室, 学務課】

農業体験, 環境美化活動など, 市内の教育資源や各学校の地域特性を活用した取組を推進します。また, 生徒自らの個性にあった中学校を選択する中学校学校選択制 **(P.54)**を通じて, それぞれの個性や可能性を更に伸ばします。

18 教職員の指導力・人権意識の向上 【指導室】

《関連事業》3 いじめの防止と対応 【指導室】
《関連事業》15 様々な家庭環境にある児童・生徒への支援 【学務課, 指導室】

経験年数, 教科別・課題別の研修や, 校内におけるOJT研修, 教育経営研究室の専門研究員の巡回指導に加え, 東京教師道場 **(P.55)**等の外部研修による教員の指導力, 資質・能力の向上を図ります。

また, 教員の人権意識のさらなる向上を図るため, いじめや体罰, 不適切な指導・暴言等の根絶, 経済的に困難な家庭やヤングケアラーの問題, 外国にルーツを持つ子ども **(P.50)**, LGBTQ **(P.49)**等, 多様性についての適切な理解に向けた研修等の充実を図ります。

19 学校における働き方改革の推進 【指導室, 学務課, 教育総務課】

令和5年度からの次期「調布市**立**学校における働き方改革プラン」に則り, 教員が担うべき業務に専念できる環境の確保, 教員の意識改革, 学校を支える人員体制の確保, 部活動の負担軽減, 教員の健康を保持するための取組等を通じて, 学校教育の質の維持向上, 魅力ある学校づくりにつなげていきます。

(5) 主な取組

- コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の計画的な導入 ③5-2,3
- コミュニティ・スクールと地域学校協働本部**との一体的推進に向けた支援**
- 特色ある学校づくり推進交付金や市内の教育資源を活用した特色ある教育活動の充実
- 中学校学校選択制の実施等を通じた特色ある学校づくりの推進
- 学習指導要領に対応した「授業改善推進プラン **(P.52)**」に基づく取組の推進 ③5-4
- 学校, 教育経営研究室, 指導主事の連携による研修, 指導の推進
- 教員の指導力・人権意識の向上, 服務事故防止, 体罰防止 **や不適切な指導・暴言等**に関する研修の実施
- 次期「調布市立学校における働き方改革プラン **(P.54)**」に基づく取組の推進

施策6 安全・安心な学校づくりの推進 対応する 教育委員会基本方針→4

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
調布市防災教育の日の参加者数	《令和3年度実績》 17,218人	30,000人

(2) 施策のねらい

児童・生徒の安全確保に関わる取組を実施し、安全・安心な学校づくりを推進します。

(3) 背景

●平成24年12月、調布市立学校において、食物アレルギー(P.52)による児童死亡事故が発生しました。事故を二度と起こさないために「調布市教育委員会食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針(平成25年11月策定)」や同方針の重点的取組に掲げた「調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル(令和4年3月改訂)」に基づく、事故防止と緊急対応を柱とする再発防止に向けた取組を継続し、事故が風化することのないよう、食物アレルギー対策を推進する必要があります。

●近年、学校内外における不審者による子どもの安全を脅かす事件や、登下校中の子どもが巻き込まれる交通事故、また、地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故等が発生し、学校における子どもの安全の確保が喫緊の課題とされています。児童・生徒が主体性をもってこれらの事件・事故、災害等から自ら身を守る危機回避能力をはじめ、自らが判断し行動できる力を身に付ける取組を進める必要があります。また、児童ポルノ事件の検挙件数やSNSに起因する強制わいせつ事件等が年々増加し、子どもたちが性犯罪被害に遭う機会が増加しています。子どもを性犯罪等の当事者にしないための安全教育の推進が必要とされています。

③6-1

●令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児(P.49)の日常生活及び社会生活を社会全体で支援することとされました。国・地方公共団体の責務として、医療的ケア児が医療的ケア児ではない他の児童・生徒と共に教育を受けられるよう、関係機関と連携を図り、必要な支援を行っていくことなどが求められています。

●調布市では「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)」を策定し、各教科の指導内容に応じた感染症対策に加え、児童・生徒の心身の状況の把握、心のケア、感染者に対する偏見や差別への対応等に取り組んできました。また、各学校からの要望を踏まえ、消毒液、非接触型体温計、サーキュレーターなどの保健衛生用品の購入等を通じて、学校における感染症対策の取組を支援してきました。引き続き、ガイドラインを踏まえ、児童・生徒の教育を受ける権利を保障するとともに、学校運営を継続していく必要があります。

(4) 主要事業

20 食物アレルギー対策の推進

③6-2

【学務課, 指導室】

食物アレルギーのある児童・生徒へ、医師の診断や給食施設の状況等により、対応可能な範囲で給食を提供します。また、給食室の改修工事にあわせアレルギー対応専用調理室を計画的に整備するとともに、各種研修・訓練を継続し、**保護者への啓発**や教職員の意識・知識・技能の向上に努めながら、事故が風化することのないよう食物アレルギー対策を推進します。

21 安全教育の推進

【教育総務課, 指導室】

調布市防災教育の日(P.54)における、避難訓練や引き渡し訓練、避難所開設訓練等を通じて、児童・生徒の自助・共助意識を養い、自助・共助のために必要な知識と行動を習得します。

また、セーフティ教室(P.53)の実施や「学校危機管理マニュアル(P.50)」の活用等を通して、安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力を育成するとともに、児童・生徒が性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、**性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付ける**「生命(いのち)の安全教育(P.49)」の取組を推進します。

③6-3.4

③6-5

22 児童・生徒の安全確保の推進

【学務課, 社会教育課, 教育総務課, 指導室】

通学路に設置した防犯カメラの適切な維持管理や通学路合同点検の実施、通学路標示板の更新、通学路マップの作成配布による啓発、児童通学見守り員の配置等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、**危機から逃れて助けを求めてきた子どもの緊急避難場所**としている「こどもの家」の普及啓発を行うなど、保護者・地域と連携した安全対策を図ります。

また、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づくシックハウス(P.51)対策や、学校における感染症対策等の取組を継続するとともに、医療的ケア児が学校において、安全に教育が受けられるよう、人的支援や教員への研修等、支援体制を整備します。

(5) 主な取組

- 東京慈恵会医科大学附属第三病院とのアレルギー対応ホットライン(P.49)の運用や関係機関との連携による正しい知識・技術の習得
- アレルギー対応専用調理室の設置等、計画的な整備の推進
- 調布市医師会、アレルギー専門医等との連携による管理指導表の分析・検討等
- 校内用携帯電話等を活用した、緊急時における連絡手段・体制の継続
- 「調布市防災教育の日」や「セーフティ教室」等による安全教育・指導の推進
- 「生命(いのち)の安全教育」の取組推進
- 通学路に設置した防犯カメラの適切な維持・管理、通学路の合同点検の実施等
- 「こどもの家」の普及啓発の推進
- 「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」に基づく、シックハウス対策の実施
- 「調布市立学校における持続的な学校運営のための感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)」に基づいた感染症対策の実施
- 看護師の配置の人的支援や教員の研修等による医療的ケア児への支援体制の整備

施策7 学校施設整備の推進

対応する 教育委員会基本方針 →4

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
耐用年数を基本に、屋上防水・校舎の外壁・受変電設備が予防保全できている学校の割合	《令和3年度実績》	
	屋上防水	100%
	外壁	100%
	受変電設備	100%
	屋上防水	100%(102/102棟)
	外壁	100%(102/102棟)
	受変電設備	100%(28/28棟)

(2) 施策のねらい

だれもが安全・安心に利用できることに加え、児童・生徒が良好な環境の中で**学校生活を送ることができる**よう、学校施設の整備を推進します。

(3) 背景

- 児童・生徒にとって安全で安心な教育環境を確保するため、学校施設の老朽化対策として、「(仮称)調布市公共マネジメント計画」及び「調布市学校施設整備方針」に基づく、施設の建替えや長寿命化といった対応に加え、学校内の施設・設備の点検・改修等を計画的に進めていくことが求められています。また、快適な教育環境を整備するため、調布市では、校舎内の教室への空調整備の完了に続き、令和3年度に小・中学校における体育館への空調整備が完了しました。引き続き空調設備の維持・管理に努める必要があります。
- 令和3年**3月に改正義務教育標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）が可決されたことを受け、**令和7年度**までに小学校（義務教育学校の前期課程を含む）の学級編制の標準が段階的に40人から35人に引き下げ**られます**。調布市では、児童数が**令和6年度**まで増加する見込みであり、**学校によってはその後も増加傾向にある**ことから、就学人数に応じた教室数の確保や教育環境の整備を推進していく必要があります。
- 校舎・体育館**等**の学校施設は、児童・生徒が**安全に学校生活を送る**場となるだけでなく、発災時において、地域住民の避難所としても必要な機能が発揮できるよう、引き続き、避難所機能としての整備を推進していく必要があります。
- 令和2年**10月、政府は脱炭素化社会を目指し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル**(P.50)**を目指すことを宣言しました。調布市においても**令和3年4月**に、国・東京都、市民や事業者と協働して地域温暖化対策の取組を推進し、ゼロカーボンシティ**(P.53)**を目指すこととしており、学校施設についても環境に配慮した計画的な整備が求められています。

(4) 主要事業

23 学校施設の更新

【教育総務課 施設担当】

構造体の耐久性調査の結果などを踏まえ、中・長期的な視点に**立ち、調布市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、学校施設と他の公共施設との施設複合化を視野に入れた、**校舎建替等の検討を進めます。

また、ユニバーサル・デザインの観点や、**外壁・屋上等**の高断熱化**のほか LED 照明導入による**省エネルギー化等、脱炭素化社会の実現に向けた持続可能な教育環境を**目指した**学校施設の整備の検討を進めます。

24 不足教室への対応

【教育総務課 施設担当】

小学校における35人学級編制標準の引き下げや児童・生徒数の増加に対応するため、学校施設の整備・改善に取り組みます。

25 安全・安心で快適な教育環境の整備

【教育総務課 施設担当】

計画的な維持保全により、安全・**安心で快適な**施設環境を保持するとともに、感染症対策を講じたうえで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた、新しい時代の学びを実現する学校施設の整備を推進します。

緊急に修繕が必要となった場合には、速やかに応急処置を行うとともに、原因等の調査を踏まえた確かな改修に努めるほか、夏季の暑さ対策・熱中症対策に計画的に取り組み、学校施設の適切な維持管理に努めます。

また、避難所として重要性が高まっている学校施設について、だれもが安全・安心に利用することができるよう整備を行い、避難所機能の充実を図ります。

(5) 主な取組

- 「(仮称)調布市公共施設マネジメント計画」及び「調布市学校施設整備方針」に基づく取組の推進
- 若葉小学校、第四中学校、図書館若葉分館の一体型施設整備の推進
- 学校施設の建替等、大規模な改修・工事における、ユニバーサル・デザインの観点**や、外壁・屋上**の高断熱化**のほか LED 照明導入による**省エネルギー化等、脱炭素社会の実現に向けた、持続可能な教育環境の検討
- 普通教室を整備する改修工事や校舎増築等の不足教室対策の実施
- 「調布市次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくり指導要綱」に基づく教室確保困難通学区域の指定(市長部局との連携)
- 計画的な維持保全改修及び修繕の実施
- 校舎・体育館の空調設備、トイレ**等の学校施設の**適切な維持管理や、**夏季の暑さ対策・熱中症対策**等、安全・安心で快適な教育環境の整備
- 校舎内のバリアフリー対応の充実等、避難所機能の充実

施策8 青少年の育成

対応する 教育委員会基本方針 →5

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
リーダー養成講習会(ジュニアリーダー講習会(P.52)、シニアリーダー講習会(P.52)、レクリエーション講習会(P.57))の参加者数及びジュニアサブリーダー講習会の(P.52)修了証授与者数	《令和3年度実績》 143人	360人

(2) 施策のねらい

地域や家庭、関係機関が連携を図り、子どもが自立・活躍できる環境づくりに取り組むとともに、青少年同士の交流等を通じて社会性を身につけさせることで、青少年の健全な育成を推進します。

(3) 背景

- 子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、子どもたちが健全に成長していくための環境づくりが必要です。このためには、社会全体で子どもを見守り、地域や家庭、関係機関がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で青少年の健全な育成に向けた取組を進める必要があります。
- 調布市ではこれまで約50年にわたり、リーダー養成講習会を実施し、地域で活躍できる人材の養成に努めてきました。リーダー養成講習会の卒業生が市内でリーダーグループを立ち上げるなど、青少年の育成に携わる熱い思いは脈々と続いています。今後も、青少年が次世代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供や地域で活躍ができる人材の養成について、学校、地域、行政等が一体となった取組を推進していく必要があります。
- 変化する社会情勢に柔軟に対応しながら、青少年が次世代を担う社会の一員として自覚と責任を持って社会生活を送ることができるよう、健全育成の場の提供や地域で活躍ができる人材の養成について、学校、地域、行政等が一体となった取組を推進していくことが求められています。また、子ども・若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく意識の養成にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育む上で重要です。

写真

写真

(4) 主要事業

26 家庭教育への支援

【社会教育課】

家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市立小・中学校PTAが企画、実施する家庭教育セミナーに対して、助言や助成等の支援を行います。

また、**家庭教育や青少年教育**に関する様々な情報を掲載した社会教育情報紙「コラボ」の発行を通じて、地域や家庭**で**の教育力の向上を図ります。

27 地域で活躍できる人材の養成

【社会教育課】

青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、小学生を対象としたジュニアサブリーダー講習会、中学生を対象としたジュニアリーダー講習会、高校生学齢を対象としたシニアリーダー講習会の実施及び支援を行います。

28 青少年交流・体験事業の推進

【社会教育課】

青少年が同世代相互及び世代を超えた交流をとおり、社会性や協調性をはぐくみ、豊かな人間性の形成を図る場を提供します。

また、子どもたちに自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに、活動を通して、まちづくりへの参加意識の向上を**図ります**。

(5) 主な取組

- 家庭教育セミナーに対する助成等の実施
- 社会教育情報紙「コラボ」の発行
- ジュニアリーダー講習会(中学生対象)・シニアリーダー講習会(高校生学齢対象)・レクリエーション講習会(高校生学齢以上対象)の実施
- ジュニアサブリーダー講習会(小学生対象)の**支援**
- 調布っ子“夢”発表会の実施と、子どもたちが発表の成果を感じられるような取組の検討**
- 八ヶ岳少年自然の家**(P.56)**、青少年交流館**(P.53)**の維持管理・運営
- (仮称)二十歳のつどいの実施

③8-1

写真

写真

施策9 生涯学習社会への対応

対応する 教育委員会基本方針 → 5

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
社会教育施設(公民館・図書館)の満足度 ※調布市市民意識調査	《令和3年度》 公民館・図書館の市民満足度》 公民館 74.3% 図書館 79.6% ※調布市市民意識調査	公民館 75.0% 図書館 80.0%

(2) 施策のねらい

学習の機会、活動の場所、学習成果の発表の場の提供など、市民の学習活動を支援することで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促し、生涯学習・社会教育の振興を図ります。

(3) 背景

- 市民生活や社会情勢の変化による地域課題の複雑化、生活様式や価値観の多様化により、市民の学習ニーズは多岐にわたっています。人生100年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成することが重要です。また、Society5.0時代(P.53)に向けて新しい技術を活用した様々な学びの在り方が可能になり、「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組み合わせで学びが更に豊かなものになるような取り組みが求められています。
- 公民館、図書館等の社会教育施設については、地域活性化・まちづくりの拠点等の役割も強く期待されるようになっており、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められています。今後、より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人一人がより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めるためには、行政のみならず企業や大学、団体等、様々な主体がそれぞれの立場から主体的に取り組むことが必要です。
- 公民館、図書館等の社会教育施設を中心に、多様な利用者層・ニーズに応じた市民の生きがいをつくり、世代間を超えた交流等を通じて地域で共生していくための拠点としての機能を充実させるとともに、自主的な学習活動を支援し、学びの成果を地域社会に生かせる環境づくりが必要です。

③9-1.2

(4) 主要事業

29 市民、社会教育関係団体等の活動への支援

【社会教育課、公民館】

社会教育課では、社会教育関係登録団体や学習グループの活動に対する支援を行うとともに、学校施設を開放することにより、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興・普及を進めながら、地域の連携や心身の健康の増進を図ります。

公民館では、良好な学習環境を構築しながら、市民の自主的な学習活動や公民館登録団体の育成支援、組織化に向けた支援を継続することにより、共同学習・相互学習の活性化を図ります。また、学習の成果等を市民に還元することで、社会教育の振興につなげます。

30 障害のある方の社会体験活動への支援

【社会教育課】

障害のある方を対象に様々な社会体験活動を実施することで、集団生活や他人との関わり方などの社会性を学ぶ機会を提供します。また、市民ボランティアの協力を得ることで、障害のある方への理解を深め、共生社会に関する意識啓発の機会を設けます。

31 暮らしと地域の魅力・課題の再認識、生涯を通じた学びにつながる

公民館活動の推進

【公民館】

公民館において、地域の学習拠点として学習する機会や交流の場を提供するほか、市内の歴史・文化資源を活用した学習活動などを通じて、地域の魅力や課題を再認識できる事業の展開を図ります。また、生涯を通じた学びにつながる講座等の実施や市内近隣学校との連携等による地域資源の活用により、市民相互の学び合いの活性化、地域の交流促進を図ります。

32 市民の読書・調査活動への支援

【図書館】

図書館がより効果的な学習活動の拠点として機能するよう、多様な媒体の資料や情報、課題解決につながる資料、映画・地域資料の選定、収集、整理、提供、保存を行います。また、だれもが読書や調査ができるよう、音訳、点訳、対面朗読、宅配などのサービスの充実に加え、収蔵資料や書籍のデジタル化など、新たなサービスの導入検討により、市民の活動を支援します。

「子ども読書活動推進計画」に基づき、市立小・中学校との連携事業の充実や、乳幼児、障害がある子どもへのサービスの充実など、発達段階に応じた子どもの読書活動の取組を推進します。

(5) 主な取組

- 社会教育関係登録団体や学習グループ、公民館登録団体の活動支援、活動成果の発表機会の提供
- 3公民館合同利用団体連絡会の開催及び支援
- 学校施設の開放による、スポーツ・文化等、生涯学習の場の提供
- 「遊 ing」(P.57)、「杉の木青年教室」(P.53)、「のびのびサークル」(P.55)など、障害のある方を対象とした様々な社会体験活動の実施
- 図書館・公民館における、地域の学習拠点・交流の場としての事業の実施、場の提供
- 子育て支援のための家庭教育、高齢者の健康づくりや生きがい、国際社会や共生社会への理解等、生涯を通じた学びにつながる講座等の実施
- 学習成果の発表と地域交流の場となる地域文化祭の開催
- 市内近隣学校との連携等、地域資源の活用による事業の充実
- 学習及び多様な文化活動に資するための資料の迅速な提供と適切な保存
- レファレンスサービス(P.57)、音訳、点訳、宅配サービス等、図書館利用に障害のある人々へのサービスの充実
- 図書館収蔵資料のデジタル化、電子書籍、ICタグの導入等、新たな図書館利用者サービスの導入検討
- 「子ども読書活動推進計画」に基づく取組推進

施策 10 地域ゆかりの文化の保存と継承 対応する 教育委員会基本方針 → 5

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
郷土博物館・実篤記念館の来館者数・事業参加者数(実篤公園利用者含む。)	《令和3年度実績》 41,014人	55,000人

(2) 施策のねらい

地域ゆかりの文化資源や歴史・文化遺産を保存・活用することにより、次の世代に継承し、ふるさと調布に対する愛着を育みます。

(3) 背景

- 調布市には、郷土の歴史や文化、自然、美術に関する様々な資料を収蔵・展示している郷土博物館と、明治から昭和にかけ文学や美術をはじめ幅広い分野で活躍した武者小路実篤の生涯と業績を紹介する武者小路実篤記念館の2つの博物館があります。これらの博物館には、収集、保存、調査・研究、展示・普及を軸とした基本機能を発揮し、蓄積された知見を発展的に未来に生かす役割が求められています。
- 調布市には、平成29年9月に国宝指定された深大寺銅造釈迦如来倚像(通称白鳳仏)、国史跡の下布田遺跡(P.50)、深大寺城跡(P.50)、国登録有形文化財(建造物)である旧武者小路実篤邸や真木家住宅(P.51)などの文化財のほか、未指定の貴重な歴史・文化遺産もあり、それぞれ保存や整備、活用に向けた取組を進めています。また、下布田遺跡は、南関東では数少ない縄文時代晩期の重要な遺跡として評価され、昭和62年5月12日に国指定史跡に指定されました。調布市教育委員会では、平成31年3月に「史跡下布田遺跡保存活用計画」を、令和3年3月に「史跡下布田遺跡整備基本計画」を策定し、国庫補助事業として史跡公園化を推進しています。令和4年度は、史跡整備に市民意見を反映させるため、「国史跡下布田遺跡市民ワークショップ」を実施したほか、学識経験者、調布市文化財保護審議会委員、地域住民、布田小学校長、市職員で構成する「国史跡下布田遺跡保存活用整備検討委員会」を開催し、基本設計の策定に取り組みました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により入館制限や臨時休館を余儀なくされる中、人が集い、実物に触れ、対話する体験の重要性が再認識されました。また、インターネットを通じた収蔵資料データの公開や普及啓発プログラムの提供等は、集積された資料や蓄積された情報の価値を多くの人々と共有し、博物館が社会的役割を果たす上で、必要かつ有効であることが確認できました。このような社会背景の中で、博物館は、令和5年4月施行の「博物館法の一部を改正する法律」(P.56)の趣旨も踏まえながら、新たな役割、事業の展開をより一層推進していく必要があります。

(4) 主要事業

33 文化財の保存及び活用

【郷土博物館】

調布市文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の保存・活用に努めるとともに、それらを積極的に活用・公開します。また、国指定史跡である下布田遺跡及び深大寺城跡、国登録有形文化財である真木家住宅や旧武者小路実篤邸など、調布市を特徴づける貴重な文化財については、これらを活用した市民の主体的な学びや活動が、より一層発展するよう取組を進めます。

国史跡下布田遺跡整備事業では、令和9年度中の開園を目指し、ハード面の取組を推進するほか、史跡の保全や活用の「担い手づくり(ボランティアの育成)」の取組を進めます。

34 地域ゆかりの歴史・文化を生かした事業の展開

【郷土博物館， 図書館】

郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等に触れることで知的好奇心が満たされ、歴史資料や文化に出会った感動が、身近な地域を再認識するきっかけとなり、郷土に愛着と誇りを感じることに繋がっていくよう、資料の収集、保存、調査・研究、展示・普及の取組を進めていきます。また、「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ、博物館事業が、「多様な主体との連携・協力」、「文化観光(P.56)」の視点からも実践され、地域の活力の向上に寄与できるよう努めます。

図書館では、名誉市民である水木しげる氏の作品など、地域ゆかりの資料を収集・保存し、市民に提供していきます。また、市内の映画・映像関連企業と連携・協働するなど「映画のまち調布」の特色を生かした事業展開にも取り組んでいきます。

郷土博物館では、郷土の歴史・文化について調査・研究し、その成果を展示・公開するとともに、講座・講演会、見学会等の事業を実施することで、地域ゆかりの歴史や文化に触れる機会を提供します。また、**収蔵資料情報のデータ登録・公開等を推進します。**

武者小路実篤記念館では、実篤研究の情報収集発信基地として、広く事業や収蔵品情報を提供する情報提供システムの機能を充実させるとともに、実篤を核として記念館が有する文学・美術・歴史に関する豊富な文化資源を活用した多様な事業を提供します。

(5) 主な取組

- 調布市文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の指定・登録、郷土芸能の保存・継承
- 東京文化財ウィーク(P.55)への参画による文化財の公開機会の拡大、講演会等の実施
- 国史跡下布田遺跡整備事業の推進、市民ワークショップを通じた「担い手づくり」の取組
- 国登録有形文化財真木家住宅の保存・活用
- 深大寺地区や市内に点在する歴史・文化遺産を活用した「文化観光」の取組
- 多様な主体との連携・協力による地域の活力の向上に資する博物館事業の推進
- 収蔵資料データベースの整備・公開、公式YouTubeチャンネルやSNSを活用した情報発信
- 学校教育の学習内容に即した展示や**出前授業等、学校と連携した**教育普及事業の実施
- 失なわれるおそれのある郷土の歴史・文化の記録作成
- 地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等の展示・普及事業の推進
- 武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開
- 実篤記念館情報提供システムのリニューアルと運用
- 実篤公園の整備と、実篤記念館とのより一体的な事業展開の検討
- 武者小路実篤記念館の維持管理・運営

③10-1

第3章 教育プランの推進にあたって

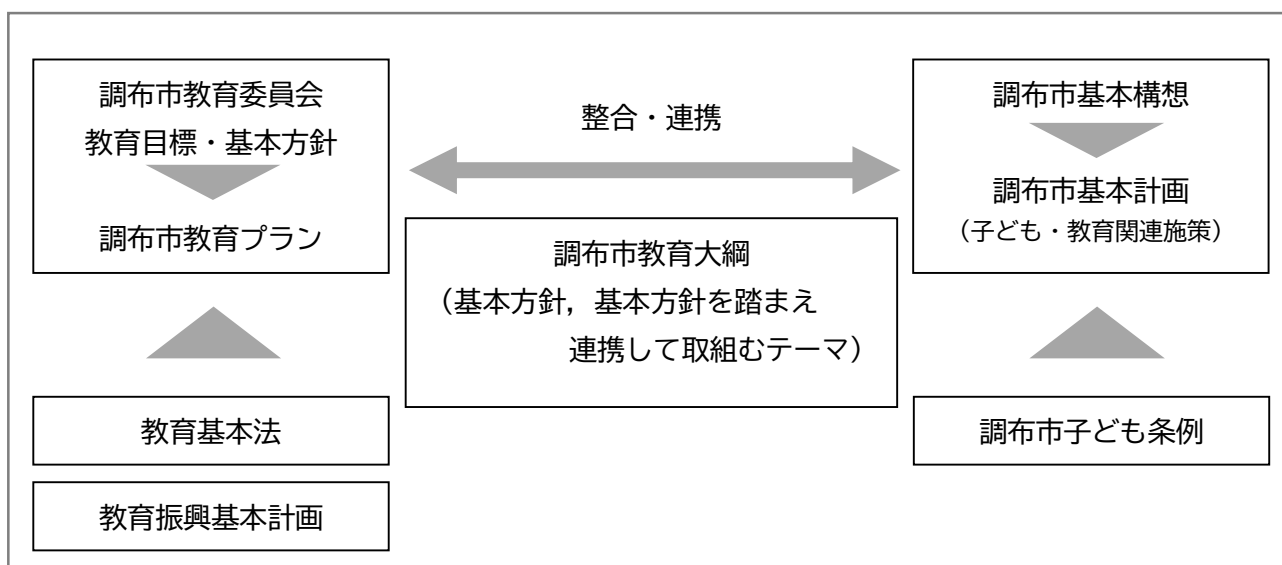
1 連携・協力体制

調布市教育プランは、調布市教育委員会が取り組む10の施策・34の主要事業を定めています。

教育に関する施策については、教育委員会と学校、保護者、地域、関係機関が情報共有に努め、連携・協力しながら推進していくことに加え、この間の教育委員会制度改革や調布市教育大綱の内容も踏まえ、これまで以上に市長と教育委員会との連携・協力が求められます。

防災、子育て、福祉、スポーツ、文化、環境など、市長部局と密接に関連する内容については、これまで以上に情報共有と連携・協力を行いながら、取組を着実に推進していきます。

「調布市教育大綱」との連携イメージ



2 プランの進行管理

調布市教育プランに掲げる施策・主要事業については、毎年度の取組状況を有識者による点検・評価^(P.55)を実施し、その結果を市議会へ報告するとともに、公表しています。

このことにより、調布市の教育行政の透明性の確保を図るとともに、施策・主要事業の進行管理を行うことで、次年度以降の取組につなげています。

本プランの進行管理についても、これまでどおり、施策・主要事業を対象に、有識者による点検・評価を実施しながら、取組を着実に推進していきます。

資料編

1 調布市教育委員会の教育目標・基本方針

調布市教育委員会教育目標

2018（平成30）年12月21日
調布市教育委員会決定

学校教育では、調布の子どもたちが、徳・知・体の調和のとれた成長と、国際化、情報化の進展など、社会の変化に主体的に対応できる力を身に付けることを目指し、

○

○

○

新しい教育目標、基本方針の決定次第差替え

の

社

を自

- 市民の要請を的確につかんだ学習の機会や場を提供する
- 市民のつながりを深めるネットワークを構築する
- 市民自らが学習の成果を生かすことのできる学習環境づくりを支援する

などの施策を展開する。

また、学校、家庭、地域住民、その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協働しながら調布の教育を支えていく、という認識のもと、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めるとともに、学びの成果を地域社会に生かすなど、地域の教育力を高めていくことを目指す。

調布市教育委員会基本方針

2018（平成30）年12月21日
調布市教育委員会決定

教育目標の実現に向け、以下5つの基本方針及び調布市教育プラン(2019(平成31)年度～2022年度(2019(平成31)年3月策定予定))に基づき、総合的な教育施策を推進します。

また、教育行政の推進に当たっては、調布市教育大綱及び総合教育会議における協議・調整等を踏まえ、市長との連携強化を図ります。

基本方針1 生命をいつくしみ、人の尊厳を重んじる心を育てる

【背景】

- 23万人余の市民が共に生きる調布市にあって、すべての市民が、命の重さを深く自覚し、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、互いを思いやる心や、規範意識を高めていくことが求め

-
-
-
-

新しい教育目標、基本方針の決定次第差替え

【取組】

- いじめ・偏見・差別・虐待につながらないように、人の尊厳を大切にする人権教育や心の教育、そして子育てにかかわる教育などを推進する。
- 教職員の人権意識を一層高める取組を推進する。
- 「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」及び「学校いじめ防止対策基本方針」に基づき、いじめを決して見逃さず、いじめをなくすための組織的な取組を推進する。

基本方針2 「生きる力」を育て、個を伸ばす教育を充実する

【背景】

- 小学校で2020年度から、中学校で2021年度から全面実施される新学習指導要領の移行期に入ることを踏まえ、各学校における教育課程の在り方や授業の改善が求められている。
- 変化の激しい社会にあって、自ら主体的に判断し、適切に行動できる、社会的に自立した人間としての基礎づくりや、社会に貢献しようとする精神の育成が求められている。

新しい教育目標、基本方針の決定次第差替え

- 大会が開催されることを踏まえ、学校教育や社会教育の場においても、この機会を最大限に生かすことが求められている。
- 共生社会の実現に向け、障害のある人もない人も、可能な限り、同じ場で共に学び合うことができるよう、児童・生徒一人一人に必要なかつ適切な教育的支援を行うことが求められている。

【施策の方向性】

- 各学校において「社会に開かれた教育課程」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」の実現を図り、教育の質の向上を図るための取組を推進する。
- 子どもたちには、生きる力の柱となる基礎的な学力を身に付けさせるとともに、その基盤となる豊かな心と健やかな体の育成を重視した教育を推進する。
- 全ての子どもたちが将来への希望を抱き、安心して学び続けられるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを中心に、学校全体で子どもを見守り、必要に応じて、福祉的な支援につなげるなど関係機関との連携・協力を推進する。
- 適応指導教室「太陽の子」や分教室型の不登校特例校「第七中学校はしうち教室」の環境整備等により、不登校児童・生徒の居場所づくりや学びの場の充実を図り、社会的自立の支援を推進する。
- 食物アレルギー事故の再発防止、いじめや不登校対策、虐待など、学校を取り巻く諸課題に対応するため、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、情報共有及び連携に努め、児童・生徒一人一人の状況に応じた教育及び支援の充実を推進する。
- スポーツによる心身の調和のとれた発達を促し、進んで平和な社会の実現に貢献できる児童・生徒を育成する機会となるよう、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。
 - 全ての子どもたちが平等に教育を受けられるよう、障害のある児童・生徒一人一人の状況に応じて、合理的配慮の提供や基礎的環境の整備を行い、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。

基本方針3 学校・家庭・地域の役割と責任に基づいた連携を進める

【背景】

- 家庭や地域での教育が困難になっている社会と指摘されている状況にあって、学校・家庭・地域が子どもの教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協働しながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりを進めることが求められている。
- 近年、全国各地で地震、台風・集中豪雨等の自然災害、熱中症事故や登下校中の子どもが巻き込まれる事故等が発生している。このため、自らの安全は自らが守るという自助意識と、地域

新しい教育目標、基本方針の決定次第差替え

- 学校・家庭・地域は、子どもたちのネット依存や、SNS等の利用に伴うトラブル等の課題を共有し、情報モラルを含むICTメディアリテラシーに関する意識啓発や指導などの取組を推進する。

基本方針4 安全で安心な調布の教育環境の整備を推進する

【背景】

- 調布市では、市の人口増加の影響を受け、教育人口のさらなる増加が見込まれており、子どもの就学人数に応じた教室数の確保とともに、少人数・習熟度別学習指導や特別支援教育、ICT教育への対応など、教育環境の整備が急務となっている。また、学校施設の老朽化が進行しており、安全・安心の観点から早急なる施設改修等の対策が求められている。
- 食物アレルギー対策として、学校給食現場の状況を的確に把握し、給食室の整備・改善を計画的に進めることが求められている。

【施策の方向性】

- 教育人口の推移や施設の老朽化などを的確に把握しながら、調布市公共建築物維持保全計画(52)に基づく維持保全や施設の状況に応じた老朽化対策、学習環境の改善、特別支援教育環境の充実に向けた整備を推進する。
- 「(仮称)調布市学校施設整備方針(2019(平成31)年3月策定予定)」等に基づき、関係部署と連携し、市の公共施設マネジメントとも歩調を合わせながら、施設の建て替えや長寿命化の取組を計画的に推進する。

基本方針5 生涯にわたって自己実現を目指す機会を提供する

【背景】

- 人生100年時代を見据え、市民が生涯にわたって自己研鑽に励み、自己実現を目指す活動

学習情

の成果

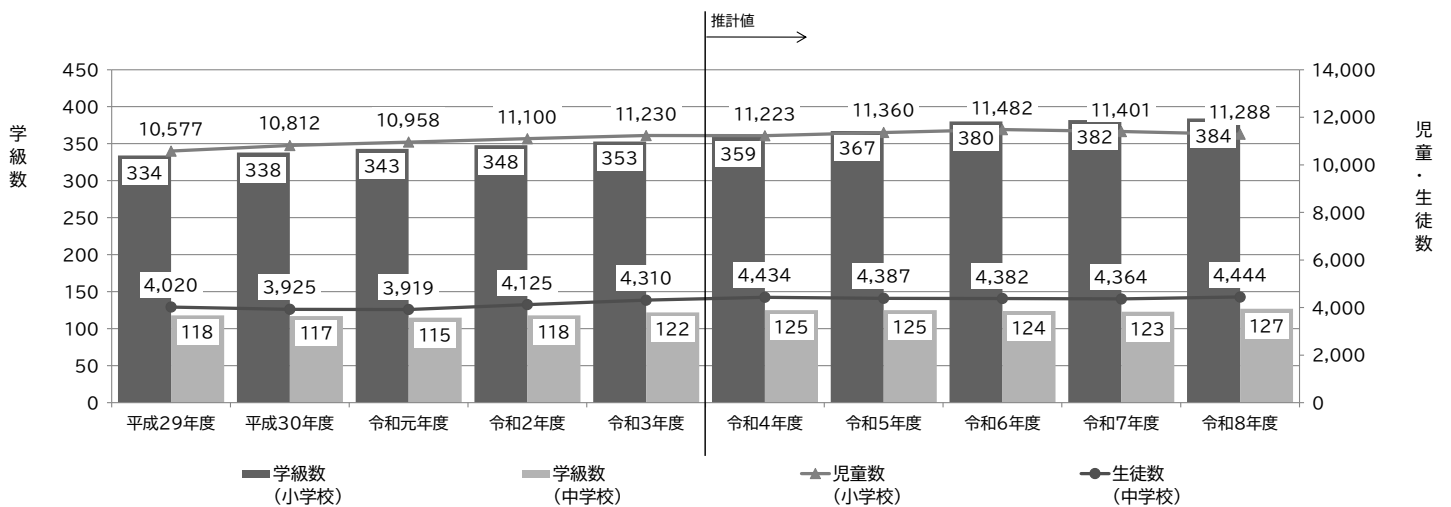
新しい教育目標，基本方針の決定次第差替え

2 調布市の教育を取り巻く動向

(1) 児童・生徒数, 学級数の推移

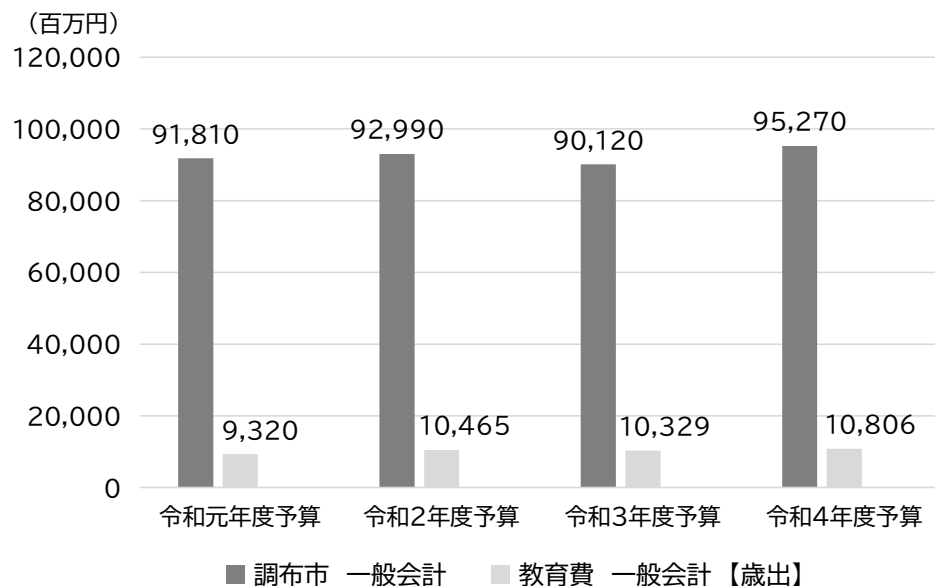
日本全体では、2030年にかけて20代・30代の若い世代が約2割減少するとされており、65歳以上の人口が国の総人口の3割を超えるなど、生産年齢人口の減少が加速することが予測されています。

令和3年度調布市教育人口等推計報告書によると、調布市では児童数は令和6年度に、生徒数は令和8年度にピークを迎えることが見込まれています。



(2) 市の教育費の推移 (令和元～令和4年度 歳出予算)

近年では、不足教室対策としての校舎の増築、老朽化対策、空調設備の整備による工事費や児童・生徒一人一台のモバイル端末の貸与等の ICT 機器の整備など、年度による増減はありますが、一般会計における教育費の割合は近年10～11%で推移しています。教育費は近年では、民生費に次いで高い構成比率となっています。



(3) いじめの認知件数（関連施策▶施策1）

スクールカウンセラーによる小学5年及び中学1年の全児童・生徒に対する面接や各小・中学校で実施している東京都教育委員会のふれあい月間（いじめ防止強化月間）に合わせた児童・生徒対象のアンケート調査を継続して実施するなど、いじめの未然防止・早期発見・早期解決の観点に立った取組を実施してきた結果、近年ではいじめの認知件数が減少傾向でした。

しかしながら、平成29年度の調査においては、国、東京都からの通知を踏まえ、「児童・生徒が心身に苦痛を感じているかどうかに鑑み、どんなことでも見逃さない」といった観点から、積極的認知を行った結果、件数が大幅に増加しました。全件の内容を教育委員会において把握し、重大事案につながらないように、学校や関係機関と連携した対応を行っています。

令和2年度以降は減少傾向にあります。



(4) 児童・生徒の学力向上を図るための調査（関連施策▶施策2）

調布市の児童・生徒の学力を東京都の平均と比較してみると、小学生では 2.0 ポイント上回っており、中学生では 2.5 ポイント上回っています。

平均正答率:%

科目	小学校			中学校		
	都	市	市-都	都	市	市-都
国語	68.0	70.0	2.0	67.0	70.0	3.0
算数 (数学)	74.0	76.0	2.0	60.0	62.0	2.0
計	142.0	146.0	4.0	127.0	132.0	5.0
科目平均	71.0	73.0	2.0	63.5	66.0	2.5

出典:令和3年度全国学力・学習状況調査

(5) 児童・生徒 体力・運動能力, 生活・運動習慣等調査（関連施策▶施策3）

調布市の児童・生徒の体力・運動能力等の体力合計点を東京都の平均と比較してみると、小学生では3.9ポイント下回っており、中学生では2.5ポイント上回っています。

体力合計点

男女・学年		都	市	市-都	
男	小	1	29.2	28.7	▲ 0.5
		2	36.2	35.9	▲ 0.3
		3	42.1	41.8	▲ 0.3
		4	47.9	48.0	0.1
		5	53.3	53.6	0.3
		6	59.0	58.2	▲ 0.8
	中	1	32.4	33.2	0.8
		2	40.1	40.5	0.4
		3	47.2	46.8	▲ 0.4
女	小	1	29.3	28.5	▲ 0.8
		2	36.7	36.4	▲ 0.3
		3	42.7	42.4	▲ 0.3
		4	49.0	48.6	▲ 0.4
		5	55.0	54.8	▲ 0.2
		6	60.0	59.6	▲ 0.4
	中	1	42.5	44.3	1.8
		2	47.6	47.6	0.0
		3	50.6	50.5	▲ 0.1
小学校合計		540.4	536.5	▲ 3.9	
中学校合計		260.4	262.9	2.5	

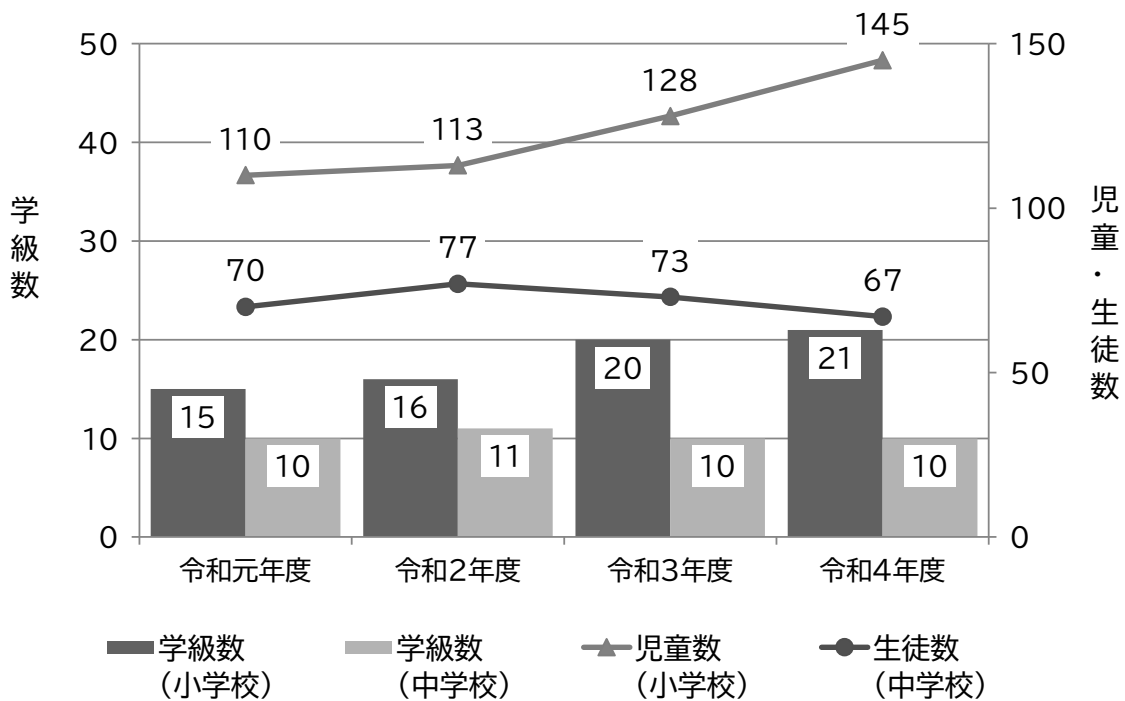
出典:令和3年度東京都児童・生徒体力・運動能力, 生活・運動習慣等調査

(6) 子どもが安心して学ぶことができる教育環境の整備 (関連施策▶施策4)

1) 特別支援教育を受けている児童・生徒の推移

発達障害等(高機能自閉症, アスペルガー症候群, 注意欠陥多動性障害, 学習障害等)により, 特別な支援が必要な児童・生徒数は増加傾向にあります。

今後も, 市の人口増加に伴う, 児童・生徒数増の影響等を受け, 対象児童・生徒数の増加が想定されます。

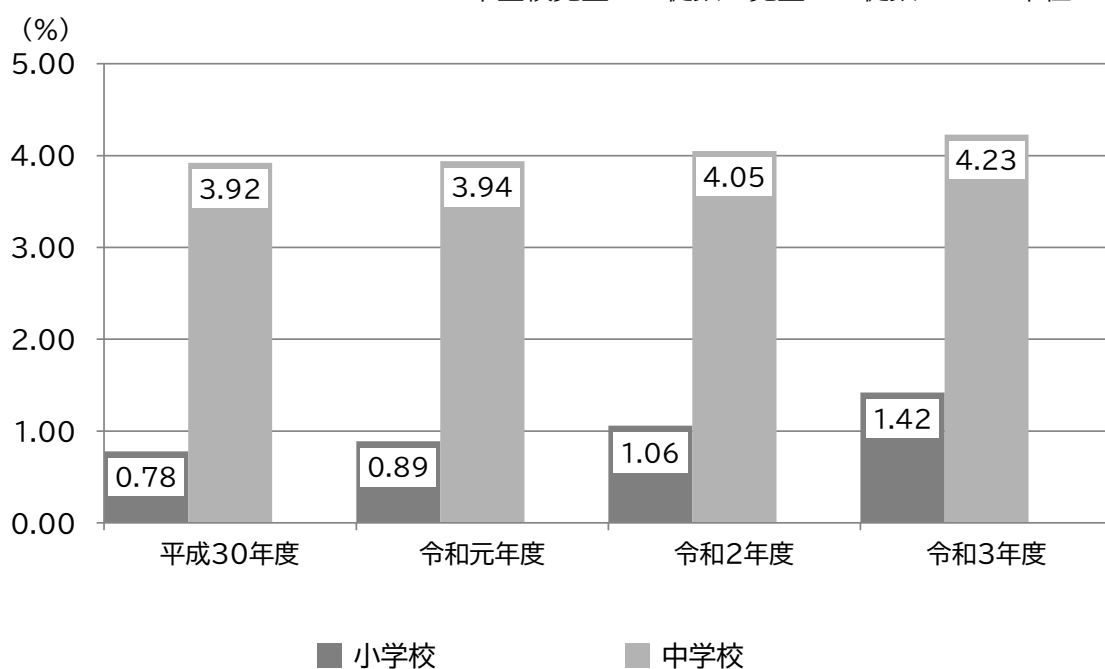


2) 不登校児童・生徒の出現率

「病気」や「経済的な理由」による者を除き、学校生活上の影響などの理由により、児童・生徒の年間欠席日数が30日以上である場合を不登校として位置付けています。

近年、不登校児童・生徒の出現率は増加傾向にあります。要因・背景としては、家庭や学校における状況等が考えられています。不登校児童・生徒の心理的な不安等の要因や背景を丁寧に把握し、保護者の不安な気持ちにも寄り添いながら、丁寧な対応を行っています。

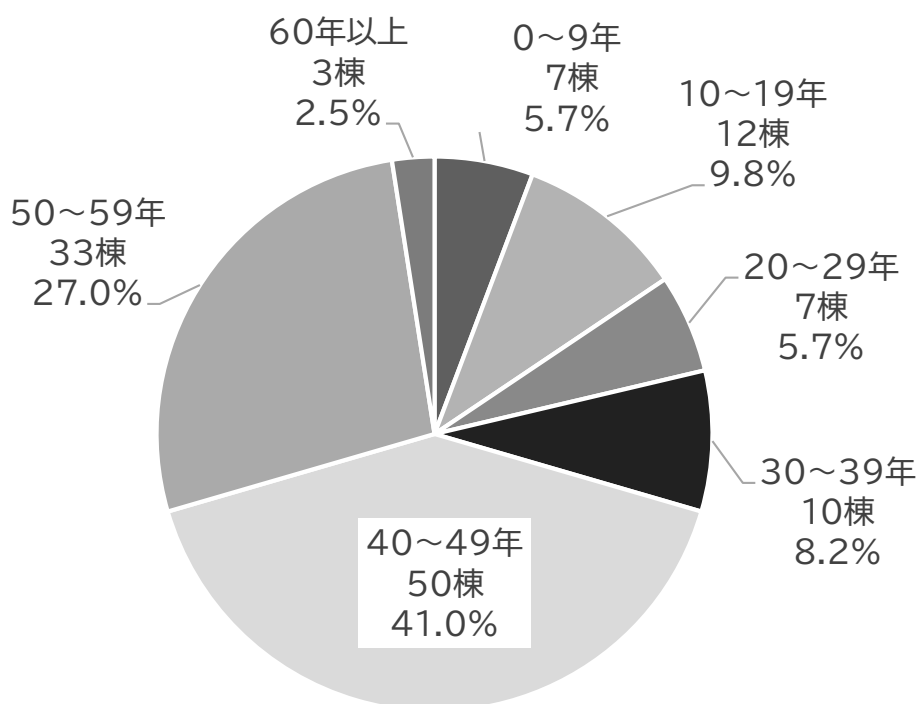
不登校児童・生徒数÷児童・生徒数×100 単位：%



(7) 市立小・中学校主要校舎の築年数別棟数（令和4年4月1日時点）

（関連施策▶施策7）

調布市公共施設建築物維持保全計画では、学校施設の構造躯体の計画更新年数を65年としています。現状では、築後50年以上経過した施設が36棟で全体の約29.5%、40年以上経過した施設を含めると86棟で約70.5%であり、今後、一斉に更新期を迎えることとなります。



3 関連する市の計画等

(1) 調布市教育大綱

1) 策定の経緯

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年度から地方公共団体の長に策定が義務付けられました。

調布市教育大綱は、調布市子ども条例の基本理念を踏まえて、調布の未来を担う“調布っ子”の健やかな成長を支えるため、学校、家庭、地域及び行政が連携、協力することを目指して、平成27年度から平成30年度までの4年間で期間として策定されました。その後、平成31年3月に、後期基本計画や教育プラン等と整合を図りつつ、市政を取り巻く状況や社会潮流の変化等を踏まえた、必要な時点修正を行うため、調布市教育大綱〈第2期〉が策定されました。

この後に、第3期の内容を簡潔に記載予定

2) 期間

年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
基本構想	新たな調布市基本構想（8年間）							
基本計画	前期基本計画（4年間）				後期基本計画（4年間）			
教育プラン	教育プラン（令和5～令和8年度）				教育プラン（令和9～令和12年度）			
市長任期								
教育大綱	教育大綱（令和5～令和8年度）				教育大綱（令和9～令和12年度）			

年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
基本構想	調布市基本構想（平成24年6月19日議決・策定）									
基本計画	前期基本計画（施策・行革プラン）									
				修正基本計画			後期基本計画			
教育プラン				教育プラン（平成27～平成30年度）			教育プラン（令和元～令和4年度）			
市長任期										
教育大綱				教育大綱（平成27～平成30年度）			教育大綱（令和元～令和4年度）			

(2) 調布市子ども条例

子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現を目指して平成17年4月1日に施行しました。

条例では、子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」であり、喜びや悲しみを共有する家族、友人及び地域の深い愛情に包まれて、社会の一員として大人と共に今を生き、次代を担っていることとして、家庭、学校等、地域、事業主及び市の役割などを謳っています。

調布市ではこの条例に基づき、子育て家庭に対し様々な支援を行っています。

(3) 調布市社会教育計画

「学びが広がり 人がつながり みんなの願いでつくるまち」を目指す将来像として掲げ、学びが広がり、人の輪を広げていくようなまちを目指して、多くの市民が参画できる社会教育の環境を整備していきます。地域の課題を見つけ、市民が相互に学び育ち合う社会を目標に、市民と行政が将来像を共有し、ともに実現に向けて取り組んでいきます。



(4) 教育に関わる国や都の政策動向

1) 第3期教育振興基本計画（平成30年度から令和4年度）

平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」が閣議決定されました。当計画は第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」、「協働」、「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き継ぎつつ、2030年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示すものとなっています。教育政策を推進するにあたり「今後の教育政策に関する基本的な方針」を以下のように掲げています。

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

第3期教育振興基本計画は、令和4年度までの計画期間であるため、令和4年2月7日に文部科学大臣から、次期教育振興基本計画策定に向けた諮問がなされました。2040年以降の社会を見据え、改正教育基本法の基本理念、国内状況や国際環境の変化等を踏まえた今後の教育政策に関する基本的な方針などの観点から諮問がなされ、令和5年度から令和9年度の計画策定に向けた審議が進められています。

2) 学習指導要領

平成29年3月に幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領が改訂され、平成30年3月に高等学校学習指導要領が改訂されました。令和2年度から小学校で、令和3年度から中学校で、令和4年度からは高等学校で実施されています。

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントに知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」が示されています。知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理することとしています。また、教育内容の主な改善事項として「言語能力の確実な育成」「理数教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「道徳教育の充実」「体験活動の充実」「外国語教育の充実」について考え方が整理されています。

3) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

中央教育審議会は令和3年1月26日に「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）を取りまとめました。

今後の方向性として「全ての子供たちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障 ②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障 ③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承していく」ことなどが示されています。

4) 東京都教育ビジョン（第4次）

東京都は、平成31年3月に東京都教育ビジョン(第4次)を策定しました。同ビジョンでは、次代を担う子供の姿として「情報化や国際化など急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供」がかかげられています。

今後5年間の施策展開の方向性を示した“羅針盤”として12の「基本的な方針」を設定し、支える教育と伸ばす教育、都立高校改革、働き方改革等が新たに位置付けられました。また、30の「今後5か年の施策展開の方向性」を設定し、今後の事務事業の推進につながる「主な施策展開」が示されています。

5) 東京都教育施策大綱

東京都は、令和3年3月に東京都教育施策大綱を策定しました。同大綱では、これまでの大綱の考え方や改革の流れを受け継ぎながら、今ある危機を乗り越え、明るい未来を切り拓き、新しい時代の教育を確立していくための基本的な方針を示しています。

東京の目指す教育として、「誰一人取り残さず、全ての子供が将来への希望を持って、自ら伸び、育つ教育」を掲げ、その実現に向けて行う教育を「東京型教育モデル」と定め、「意欲を引き出す学び」「社会全体に支えられた学び」「ICTを活用した学び」の「3つの学び」を組み合わせた学習を進めるとしています。

4 調布市教育委員会の権限に属する事務の点検・評価の結果

調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価報告書に基づく前期プランの達成度は以下のとおりとなっています。

施策	主要事業	目標達成度			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
施策1	豊かな心の育成				
	1 命の教育の推進	A	B	B	B
	2 人権教育の推進				
	3 道徳教育の推進				
	4 体験活動の推進				
施策2	確かな学力の育成				
	5 基礎的知識・技能，学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成	B	A	A	A
	6 ICT機器の整備・活用と情報教育の推進				
	7 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進				
	8 学校図書館の活用推進				
施策3	健やかな体の育成				
	9 体力向上への支援	B	B	B	B
	10 食育の推進				
施策4	個に応じたきめ細かな支援				
	11 特別支援教育の推進	A	A	A	B
	12 不登校児童・生徒への支援				
	13 いじめ，虐待の防止と対応				
	14 個に応じたきめ細かな教育相談の充実				
	15 児童・生徒の貧困への対応				
施策5	魅力ある学校づくりの推進				
	16 地域人材等を活用した教育の充実	A	A	A	A
	17 特色ある教育活動の推進				
	18 教職員の指導力・人権意識の向上				
	19 学校における働き方改革の推進				
施策6	安全・安心な学校づくりの推進				
	20 食物アレルギー対策の推進	S	A	B	B
	21 安全教育の推進				
	22 児童・生徒の安全確保の推進				
施策7	学校施設整備の推進				
	23 老朽化・長寿命化対策等の推進	A	A	A	A
	24 不足教室への対応				
	25 快適な教育環境の整備				
施策8	青少年の育成				
	26 家庭教育への支援	A	B	B	B
	27 地域で活躍できる人材の養成				
	28 青少年交流・体験事業の推進				
施策9	生涯学習社会への対応				
	29 市民，社会教育団体等の活動への支援	A	A	B	A
	30 障害のある方の社会体験活動への支援				
	31 暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進				
	32 市民の読書・調査活動への支援				
施策10	地域ゆかりの文化の保存と継承				
	33 史跡・文化財の保存及び活用	A	A	A	A
	34 地域ゆかりの文化を生かした事業の展開				

5 プランの策定経緯

調整中

(2) パブリック・コメントの実施等

調整中

(3) 調布市教育プラン策定検討委員会委員名簿

調整中

(4) 調布市教育プラン策定検討委員会設置要綱

第1 設置

調布市教育プラン（以下「教育プラン」という。）の策定に係る検討等を行うため、調布市教育プラン策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育プランの策定に係る検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

第3 構成

委員会は、教育長が依頼し、又は任命する別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

第4 任期

委員の任期は、依頼し、又は任命した日から教育プラン策定の日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第5 委員長及び副委員長

検討会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうち学識経験者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員のうち委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会は、委員長が招集する。

第7 意見の聴取等

委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第8 庶務

委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日に限り、その効力を失う。

別表（第3関係）

- (1) 学識経験者
- (2) 調布市公立学校PTA連合会の小学校代表
- (3) 調布市公立学校PTA連合会の中学校代表
- (4) 地域学校協働本部の小学校代表
- (5) 地域学校協働本部の中学校代表
- (6) 調布心身障害児・者親の会の代表
- (7) 公募市民
- (8) 調布市公立小学校長会の代表
- (9) 調布市公立中学校長会の代表
- (10) 調布市社会教育委員の代表
- (11) 教育委員会教育部長
- (12) 教育委員会教育部次長
- (13) 教育委員会教育部指導室長

6 用語解説

【あ行】

アレルギー対応ホットライン (17 頁)

2013 (平成25) 年8月, 調布市は, 東京慈恵会医科大学附属第三病院及び狛江市と「東京慈恵会医科大学附属第三病院アナフィラキシー対応ホットラインに関する覚書」を締結した。

9月から, 病院が設ける専用PHSにより, 子どもたちが通う市立学校をはじめ, 学童クラブや保育園, 福祉施設などを対象として, アレルギー症状発症時の対応に関する相談や救急搬送の受入れに対応いただいている。

なお, ホットラインは, 食物アレルギーに特化したものではなく, 例えば, ハチや薬によるアナフィラキシー等も含むアレルギー全般を対象としている。

「いのちと心の教育」月間 (7 頁)

2012 (平成24) 年12月20日の食物アレルギーによる児童の死亡事故を風化させない取組として, 12月を実施月間として, 市内小・中学校において, 「生命尊重」を取り扱った授業や事故を風化させない取組等を行っている。

自他の生命 (いのち) を大切にし, 一人一人の違いを認め尊重し合うことができるよう心豊かな教育活動を展開している。

生命 (いのち) の安全教育 (17 頁)

性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けるための教育のこと。

「命」の授業 (7 頁) 調布市防災教育の日

に, 市内小・中学校において, 児童・生徒が「防災に関する自助や共助についての授業」を通して, 命の大切さや尊さなどについて考える授業のこと。

医療的ケア児 (16 頁)

医学の進歩を背景として, NICU などに長期入院した後, 引き続き人口呼吸器や胃瘻等を使用し, たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

LGBTQ (15 頁)

「Lesbian」(レズビアン, 女性同性愛者), 「Gay」(ゲイ, 男性同性愛者), 「Bisexual」(バイセクシュアル, 両性愛者), 「Transgender」(トランスジェンダー, 出生時に診断された性と自認する性の不一致), 「Queer」(クイア, 特定の枠に属さない性のあり方) または「Questioning」(クエスチョニング, 自らの性のあり方を決めない人, 定めない人) の頭文字をとり, セクシュアル・マイノリティー(性的少数者)の一部の人々を指した総称のこと。※「Q」の解釈については諸説あり。

オリンピック・パラリンピック教育で培った5つの資質 (9頁)

- ①ボランティアマインド ②障害者理解
- ③スポーツ志向 ④日本人としての自覚と誇り ⑤豊かな国際感覚

【か行】

カーボンニュートラル (18頁)

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

外国にルーツを持つ子ども (15頁)

親の両方またはいずれか片方が外国出身者である子どものこと。

学校危機管理マニュアル (17頁)

学校及び学校を取り巻く地域において自然災害や犯罪、新型インフルエンザ等の感染症等の様々な危機から、児童・生徒の生命及び身体の安全確保を図り、柔軟に対応できるように危機管理体制等をマニュアル化したもの。

国史跡下布田遺跡 (24頁)

布田六丁目に所在する縄文時代晩期(約2800年前)の集落遺跡で、狩猟採集社会から農耕社会へと移行する複雑な社会構造を究明する上で重要な遺跡として、1987年(昭和62年)5月12日に国の史跡に指定された。

赤く塗られた滑車型土製耳飾り(国重要文化財)をはじめとする晩期に特有な呪術的遺物とともに、石棒祭祀を物語る遺構や、有力者の埋葬施設と考えられる方形配石遺構、合口甕棺墓、配石埋甕墓などが出土している。

国史跡深大寺城跡 (24頁)

深大寺元町二丁目に所在する戦国時代前期の平山城である。15世紀末から16世紀前半にかけて、南関東における北条氏と上杉氏の攻防の中で扇谷上杉氏によって築城された3郭からなる中世城館跡で、北条氏の改変を受けずに上杉氏系の築城技術を残す希少な城跡として、2007(平成19)年7月26日に国の史跡に指定された。1997(平成9)年より、第1郭と第2郭は都立神代植物公園の分園(水生植物園城山地区)として無料公開されている。

国登録文化財真木家住宅（24 頁）

上石原二丁目に所在する明治後期の和館洋館併存住宅で、2000（平成12）年4月28日に国の登録有形文化財（建造物）に登録された。1910年（明治43年）頃、真木長義男爵の嫡男平一郎が現在の港区白金二丁目に建築し、その後、1937年（昭和12年）に多摩川左岸の景勝地であった現在地に移築された。真木男爵は旧佐賀藩士で、長崎伝習所においてオランダ海軍により海軍全般の軍事を学び、明治になり海軍中將に任じられ、日本の海軍創設に尽くした。

心のバリアフリー教育（7 頁）

学校において、障害の有無に関わらず、交流や共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置づける等、障害者理解の一層の推進を図る教育のこと。

個別指導計画（12 頁）

個別の支援が必要な児童・生徒一人一人に対して、適切な支援を行うことを目的とした個人の目標や指導方法等を短期的な視点から作成した計画書のこと。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）（14 頁）

「学校運営協議会」を設置している学校のことを「コミュニティ・スクール」という。「学校運営協議会」は法律に基づき、教育委員会から任命された委員が、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。学校・保護者・地域住民が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進めることを目的としている。

【さ行】

CBT（9 頁）

”Computer Based Testing”の略称で、「コンピュータに基づいた試験方法」のこと。従来の「紙を用いた試験方法」は”Paper Based Testing”の略称でPBTと呼ばれている。

自尊感情測定尺度（東京都版）（7 頁）

児童・生徒の自己評価により、自身が自己をどのように捉えているかを22の項目で把握する「自己評価シート」のこと。発達段階に応じて自尊感情の傾向を適切に把握するために実施する。

シックハウス（17 頁）

シックハウスとは、住宅の高気密化や化学物質を拡散する建材・内装材の使用等により、新築・改築後の住宅等において、化学物質による室内空気汚染等によって居住者に様々な体調不良が生じることをいう。

調布市では、2002（平成14）年9月に、調布小学校において、ホルムアルデヒド及びトルエンが基準値を大幅に上回る状態だったにもかかわらず、十分な対策をしないまま新校舎の使用を開始し、児童へ健康被害をきたしたことから、「調布市立学校における室内化学物質対応マニュアル」を策定するとともに、対策を実効性のあるものとするべく、継続的にシックハウス対策に取り組んでいる。

児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（13頁）

児童生徒の問題行動等について、事態をより正確に把握し、これらの問題に対する指導の一層の充実を図るため、毎年度、暴力行為、いじめ、不登校、自殺等の状況等について、毎年度、文部科学省が行っている調査のこと。

シニアリーダー講習会（20頁）

高校生学齢を対象とした講習会。ゲームやスポーツ等を通して、レクリエーション活動の企画・指導方法を学ぶことで、地域活動等で活躍できる人材を養成することを目的としている。

就学援助制度（13頁）

公立の小学校・中学校等に在籍する児童・生徒の保護者を対象に、経済的な理由で子どもを就学させることが困難な場合、認定された方が給食費、学用品費、校外活動費、新入学準備金等の援助を受けることができる制度のこと。

授業改善推進プラン（15頁）

児童・生徒の学力調査から得られた学習到達度や学習に対する意識、行動様式等から組織的に指導の重点化、指導方法の改善を図り、授業の質の向上に資する計画のこと。

ジュニアサブリーダー講習会（20頁）

健全育成推進地区委員会が地区の健全育成事業の一つとして実施している概ね小学3～6年生を対象とした講習会。レクリエーションを通して協調性や規律性を身に付けることを目的としている。

ジュニアリーダー講習会（20頁）

中学生を対象とした講習会。他校の仲間と一緒に、ゲームや野外活動等を通して、リーダーシップを身につけることで、地域活動等で活躍できる人材を養成することを目的としている。

上級救命講習（7頁）

市内小・中学校の教員を対象に実施。普通救命講習の内容に加え、傷病者管理や外傷の応急手当、搬送法等の技能を学び、教員の災害対応能力の向上を図るために実施している。

食育（10頁）

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。

食物アレルギー（16頁）

食物アレルギーとは、特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことを言う。アレルギー反応により、じんましん、腹痛・おう吐、呼吸困難などの皮膚・消化器・呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言う。

その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味している。

杉の木青年教室 (23 頁)

市内在住で中学校特別支援学級を卒業した知的障害のある方を対象に、スポーツやレクリエーション活動などの様々な社会体験や集団行動に参加する機会を提供する事業のこと。

スクールカウンセラー (7, 13 頁)

学校に配置している心理専門職。児童・生徒の問題行動の背景になっている不安や悩みへのカウンセリング、保護者や教職員への助言・援助など、子どもの心の問題に関する様々な相談活動を職務としている。

スクールサポーター (12 頁)

通常の学級で特別な支援を要する児童・生徒に対して、各校に応じた支援（取り出し授業や見守り等）を行う。市立小・中学校全校に配置している。

スクールソーシャルワーカー (13 頁)

不登校の児童・生徒や子育てに不安のある保護者からの相談、養育困難な家庭などに対して、家庭訪問や関係諸機関との連携・調整を行うなど、福祉的視点から、子どもの立場に寄り添い問題解決への対応を図る専門家のこと。

青少年交流館 (21 頁)

調布尋常高等小学校石原分教場で長く教鞭をとられた、故中村やす先生のご遺志をもとに建設した社会教育施設のこと。青少年が相互に交流し、社会性や協調性を育み、豊かな人間性の形成を図ることを目的としている。

セーフティ教室 (17 頁)

学校・家庭・地域社会・関係機関等と連携し、児童・生徒の非行防止、犯罪被害から守るための取組のこと。

警察署の職員等を講師として学校に招き、喫煙や万引き、薬物の有害性・依存性、乱用の危険性などの講話等を児童・生徒に対して行い、啓発を図っている。

ゼロカーボンシティ (18 頁)

脱炭素社会の構築に向けて、「2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロ」にすることを旨とする自治体のこと。

Society5.0時代 (8, 22 頁)

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。

【た行】

第七中学校はしうち教室 (12 頁)

2018（平成30）年4月に全国初の分教室型の不登校特例校として、第七中学校に開設した。不登校生徒を対象とした多様な学びの場を提供するとともに、その学びの場が、一人一人の生徒の状況を十分に把握し、充実した支援となるよう支援体制や支援内容を整備している。

地域学校協働本部（9, 11, 12 頁）

地域の高齢者，成人，学生，保護者，PTA，NPO，民間企業，団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て，地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに，「学校を核とした地域づくり」を目指して，地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。地域による学校の「支援」から，地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させていくことを目指していることが，「学校支援地域本部」などの従来の地域の学校支援の取組との違いである。

中学校学校選択制（15 頁）

調布市民が調布市立中学校に入学する場合，通学区域制度により住所地で入学する学区域の学校（指定校）が決められているが，学区域外の学校（指定校以外）でも入学を希望すれば，受入れ予定人数の範囲内で入学できる制度のこと。

調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針（6 頁）

いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階においての取組等を示した基本方針のこと。2013（平成25）年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け，2014（平成26）年3月に策定した。

調布市子ども・若者支援地域ネットワーク（13 頁）

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項の規定に基づく協議会。教育，福祉，保健，医療，矯正，更生保護，雇用その他の子ども・若者に対する支援に関係する機関，団体等が連携し，社会生活を円滑に営むことが困難な子ども・若者を支援するため設置している。

調布市防災教育の日（17 頁）

実効的な防災教育の充実と「震災時対応シミュレーション」の検証を図るため，毎年4月の第4土曜日を「調布市防災教育の日」と定め，学校・保護者・地域の連携による防災教育と防災訓練を，調布市立小・中学校全校一斉に実施している。（2012（平成24）年度から実施している。）

調布市立学校における働き方改革プラン（15 頁）

教員一人一人の心身の健康保持を実現し，教員の授業力の向上及び子どもと向き合う時間を確保できる環境の整備によって，学校教育の質の維持向上を図ることを目的とした計画のこと。平成31年1月策定し，令和5年2月改定を行った。

適応指導教室（12 頁）

不登校児童・生徒の集団生活への適応，情緒の安定，基礎学力の補充，基本的な生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。）を行うことにより，その社会的自立を促すことを目指す。

国は，標準的な呼称として「教育支援センター」という名称を適宜併用していることから，今後調布市においても名称変更を検討する。

テラコヤ・スイッチ（13頁）

不登校状態にある中学生を対象に、比較的年齢の近い大学生・大学院生が「お兄さん・お姉さん」的な役割で関わり、学習へのきっかけづくりや、少人数で楽しく過ごす時間を提供する取組のこと。生徒の居場所づくり、コミュニケーション能力の育成を目指す。東京学芸大学・松尾研究室に委託して実施している。

点検・評価（2,27頁）

点検・評価とは、「調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の略。

2007（平成19）年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定された。こうした改正を踏まえ、調布市においても、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を毎年実施している。

東京教師道場（15頁）

授業研究を通して、2年間継続的に指導・助言を受け、教科等の専門性を一層高めるとともに、他の教員の指導的役割を担うことができる資質・能力を磨く場のこと。

Tokyo スポーツライフ推進指定地区（10頁）

東京都教育委員会が、学習指導要領及び東京都教育委員会の教育目標等に基づき、地域の実態に応じた運動習慣の定着を図るため、関係機関等との連携を踏まえた取組のモデルを全都に示し、運動習慣の定着に資する取組を推進することをねらいとして設置した地区のこと。

東京文化財ウィーク（25頁）

国の「文化財保護強調週間」に合わせて、東京都教育委員会が市区町村や民間事業者への参加を呼びかけている。11月3日の文化の日前後に、通常は公開されていない文化財をはじめとして都内全域で様々な文化財を公開する「公開事業」や、文化財めぐりや特別展、講座などを行う「企画事業」がある。

【な行】

のびのびサークル（23頁）

特別支援学級や特別支援学校の在籍者・卒業生で知的障害のある方を対象に文化活動やスポーツ、レクリエーション活動などの様々な社会体験の機会を提供する事業のこと。

【は行】

2023（令和5）年4月施行の「博物館法の一部を改正する法律」（24頁）

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直すなど、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定が整備された。法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質に基づくと定められた。また、博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加するとともに、他の博物館や地域と連携し、文化観光やその他の活動で地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とした。

普通救命講習（7頁）

小学校第6学年及び中学校第3学年を対象に実施している。心肺蘇生や自動体外式除細動器（AED）の使用方法等の技能を学び、自助・共助の力を身に付けることを目的としている。

不登校児童生徒支援プロジェクト（13頁）

SWITCH 不登校児童・生徒への支援の取組として、東京学芸大学・松尾研究室と連携して行っている事業。メンタルフレンドの派遣事業、不登校児童・生徒支援個別票への助言、テラコヤ・スイッチなどに取り組んでいる。

ふれあい月間（13頁）

児童・生徒のいじめ問題及び不登校問題について、学校が継続的かつ意識的に取組を推進するとともに、取組の工夫改善を図るため、東京都教育委員会が指定している重点月間（6月、12月、2月）のこと。

文化観光（25頁）

博物館法第3条第3項では、「有形又は無形の文化的所産その他文化に関する資源（以下「文化資源」という。）の観覧，文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。」と規定されている。

【ま行】

メンタルフレンド（13頁）

比較的年齢の近い大学生・大学院生を学校や家庭に派遣し、「お兄さん・お姉さん」的な役割で不登校状態にある児童・生徒をサポートすることにより、子どもの精神的な成長や回復を目指す取組。東京学芸大学・松尾研究室に委託して実施している。

【や行】

ハケ岳少年自然の家（O21頁）

山梨県北杜市、雄大なハケ岳山麓の豊かな自然の中にあり、青少年団体の集団宿泊生活による教育の場として利用できるだけでなく、一般の方も利用できる社会教育施設のこと。

遊 ing (23 頁)

市内特別支援学級に在籍する知的障害のある児童・生徒を対象に，文化活動やスポーツ，レクリエーション活動など，様々な社会体験をすることを目的とした活動のこと。

レクリエーション講習会 (20 頁) 高校生

学齢以上を対象とした講習会。レクリエーションを行うための知識や技術を学習することを目的としている。

【ら行】

(学校図書館における) レファレンスサービス (9 頁)

学校図書館において，児童・生徒が読書活動や学習活動で必要とする図書の調べ方の案内や参考図書を提供し，知りたい情報や情報源を探す支援をすること。

レファレンスサービス (9, 23 頁)

調べ方の案内や文献の提供など，利用者が情報や情報源を見つけることを支援するサービスのこと。